

# 会議録

平成25年3月11日(月)

場 所 3階 第1研修室

会 議 名：第2回平成25年度予算等審査特別委員会

出席委員：東出委員長、福嶋副委員長、又地委員、佐藤委員、吉田委員、平野委員  
竹田委員、笠井委員、新井田委員

欠席委員：なし

会議時間 午前9時30分～午後5時38分

事務局 山 本、近 藤

---

## 開会

### 1. 委員長あいさつ

**東出委員長** 皆さん、おはようございます。

ただいまから、第2回平成25年度予算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は9名でございます。

よって、委員会条例第14条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は別紙配布のとおりであります。

### 2. 審査事項

#### (1) 保健福祉課

**議案第19号 木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について**

**東出委員長** 保健福祉課の皆さん、どうも朝早くからご苦労さまでございます。

それでは早速、会議次第のとおり会議を進めてまいりたいと思います。

はじめに、予算に関する議案から説明をお願いします。

議案第19号 木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

中島課長の説明、よろしく願いいたします。

**中島保健福祉課長** 皆様、おはようございます。

ただいまより、議案第19号 木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明を申し上げます。

当条例につきましても、厚生労働省令で示されている基準累計に即して制定をしております。保健課の、今回の条例制定に関する説明を要旨として3枚ほど資料を提出させていただいております。その中で、条例と条例を定めるに当たりサービス事業者につきましては、現在木古内町のグループホーム杉の木、別館の2施設になっております。また、グル

ープホーム施設認知症対応型共同生活介護施設以外の他の制度によるサービス事業所の新設等の予定は現在はありません。なおまた、特別養護老人ホーム木古内恵心園、木古内町老人保健施設いさりびの2施設につきましては、北海道知事の許認可関係となっております。

当条例の制定の背景につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)が平成23年4月28日に、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年6月15日に成立されております。これまで、国の法律や政省令で全国的に介護保険サービス事業の指定などに関する基準については統一されておりました。いままで、介護保険法のものが介護保険法改正により都道府県や市町村の条例で定めるといことになりまして、今回提案をさせていただきます。

議案第19号に対しましては、第1章の総則につきましては第1条から第3条までとなっております。

主に、介護保険法に基づき事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものです。介護サービスの費用、職員の常勤加算方法他関連団体との連携サービスに関する条項となっております。

第2章から第9章につきましては、各サービス事業に対する、基本方針・人員に関する基準・設備に関する基準・運営に関する基準となっております。

地域密着型サービスの特徴としては、住み慣れた自宅や地域での生活の継続することを目的としております。

また、木古内町の地域密着型サービスを利用できるかたは、要支援・要介護の認定を受けたかたの利用となります。利用者は施設職員がなじみの関係が築けるように、小規模な施設となっております。

では、第2章の定期巡回随時対応型訪問介護について、ご説明を申し上げます。

第1節につきましては、基本方針等(第4条～第5条)となっております。

日中・夜間を通じて、定期的に巡回する訪問介護と緊急時の訪問介護、看護師等による訪問看護が一体となったサービスです。利用者の能力に応じた自立生活を営むことができるよう、定期的な巡回または早急時の対応等の援助、入浴、排せつ、食事等の介護、緊急時の対応等で安心して居宅での生活を送ることを目程としているサービス提供でございます。

第2節 人員に関する基準につきましては、別紙3ページから5ページまでの人員基準などとなっておりますのでご参照をお願いいたします。

第3節 設備に関する基準につきましても、3ページの設備に関する基準に記載のとおりとなっておりますので、ご参照をお願いいたします。

第4節 運営に関する基準(第9条～第42条)につきましては、基本方針に示されているサービスを適切に提供する上で、各条項に則り運営に努めるものです。この基準につきましては、6ページから10ページまで記載されておりますのでご参照をお願いいたします。

続きまして、第3章 夜間対応型訪問介護について、第1節 基本方針等につきましては、夜間(午後10時～午前6時)に定期的に巡回する訪問介護と随時の訪問介護を受けることができるサービスです。

利用者の能力に応じた自立生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回または随時通報による訪問援助、排せつ介護、日常生活上の緊急の対応などで安心して居宅生活ができ

ることを援助するものでございます。

人員に関する基準につきましては、先ほどと同じように3ページのほうをご参照をお願いいたします。

続きまして、第3節 設備に関する基準につきましても3ページのほうをご覧をお願いいたします。

続きまして、第4章 認知症対応型通所介護の第1節 認知症の人が日帰りでディサービスセンターなどに通って、食事・入浴・機能訓練などの日常生活の介助を受けるサービスです。一般のデイサービス(生きがいディサービス)と異なり、認知症の人を対象にしており、利用者は12人以下の少数人数でサービスとなっております。

第2節 人員及び設備に関する基準につきましては、3ページをご参照をお願いいたします。

続きまして、3節 運営に関する基準につきましても、基本方針に示されているサービスを適切に提供する上で、各条項に従い運営に努めるものです。基準につきましては、同じく6ページのほうをご覧をお願いいたします。

続きまして、第5章 小規模多機能型居宅介護、第5節 基本方針につきましては事業所への「通い」を中心として、一人ひとりの生活にあわせ、自宅への「訪問」や事業所への「泊まり」ができ、在宅生活を支える24時間365日のサービスです。「通い」は15人以下の少数人数で家庭的な雰囲気の中で入浴・食事・機能訓練などの日常生活の介助を受け、「通い」「訪問」「泊まり」を同じ事業所の職員が行うため、顔なじみの関係でサービスを受けるものでございます。

第2節 人員に関する基準につきましては、3ページのほうをご覧をお願いいたします。

続きまして、第3節 設備に関する基準につきましても、同じく3ページのほうをご覧をお願いいたします。

第4節 運営に関する基準につきましては、基本方針に示されているサービスを適切に提供する上での、各条項に従い運営に努めるものです。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 説明中なんですけれど、たぶん介護保険法の改正で何月でしょうか。6月に改正があり、こういう地域密着型のサービス等の仮に移項したという法律の条文の説明をいただいておりますけれども、これはいま課長がこの項目に載っている全部の説明をしているようですけれども、例えばこれは木古内には1ページに書いているように条例で定めるサービス事業者は、当町では杉の木別館の二つの施設です。あと、例えば夜間の部分であっても、要するに10時から6時までの24時間というのをうちでやってるサービスであれば、このような説明を受けてもこうなんだ。うちでもし、夜間のサービスをやっていない通所介護にしても居宅にしても、うちに該当する部分を説明をしてくれたほうが、確かに法律はこのように変わりましたという説明で課長が説明している資料と、説明している部分が我々はなかなか理解できません。そして、我々は条例を見ながらやっているけれども、条例の本編はページ数も打っていないから、どこの部分をあれしているのか非常に苦慮をしているところですが、その辺、委員長取りはからっていただけませんか。説明を聞いても、例えば6ページから10ページという条例の本編かなと思えばページ数が入っていないので、そうすれば説明の中での項目は条文だけしか謳ってないです。それであれば、なかなか理解がしづらいものですから。

**東出委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前9時43分**

**再開 午前9時54分**

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

その続きを進めてください。中島課長。

**中島保健福祉課長** 大変申し訳ございません。少し時間をいただきたいと思います。

では、第6章につきましては認知症対応型共同生活型介護ということで、第1節の基本方針、認知症の人が9人以下の少人数で家庭的な環境で共同生活をおくります。家事など、それぞれの能力に応じてできることを役割とし、その人の日常生活の能力に応じて介護職員が介助をしていくサービスとなっております。これが一般的にいうグループホームでございます。2節 人員に関する基準につきましては資料3ページ、同じく3節 設備に関する基準につきましても3ページのほうをご覧になっていただきたいと思います。4節 運営に関する基準につきましては7ページのほうに書いておりますのでご覧いただければと思います。

続きまして、7章 地域密着型特定施設入居者生活介護、1節 基本方針でございます。定員29名以下の小規模な有料老人ホームなどで、見守りや食事、身の回りの世話などの生活介護が受けられるサービスとなっております。入所者の能力を有するものを対象として、自立した日常生活を営むことができるように努力するものでございます。

第2節 人員に関する基準につきましては、資料4ページのほうをご覧をお願いいたします。2節、3節につきましては4ページのほうをご覧をお願いいたします。第4節 運営に関する基準につきましては(第133条～第149条を)7ページから8ページのほうをご覧いただければと思います。

続きまして、第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第1節 基本方針につきましては、自宅での生活が困難な人が、定員29人以下の特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排せつなどの生活介護を受けられるサービスです。自立した生活ができるように援助をするものでございます。第2節 人員に関する基準、第3節 設備に関する基準につきましては、4ページのほうをご覧願います。第4節 運営に関する基準につきましては8ページのほうをご覧願います。

続きまして、第9章複合型サービス基本方針につきましてご説明します。小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせによる、介護と看護が一体となったサービスです。訪問介護による、利用者の訪問看護計画を作成し、健康状態の経過、看護の目標や内容を適切に評価し、利用者の在宅療養に必要なネットワークサービスの提供支援をします。

続きまして、第2節、第3節につきましては、4ページのほうをご覧願います。第4節 運営に関する基準につきましては、基本方針に示されているサービスを適切に提供する上での各条項となっております。8ページのほうをご覧願います。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

**東出委員長** 議案第19号についての説明が終わりました。

これより質疑を受けたいと思います。

又地委員。

**又地委員** 問題は、例えばこういう形で木古内町の法律を作るというなかで、例えば2節だとか3節、4節等々に関して改善しないとだめなものが出てくるのかどうか。その辺はどうなのか整理して

いますか。

**東出委員長** 中島課長。

**中島保健福祉課長** この条例に関しては、介護保健法に基づいて、なおかつ当町の環境等を考えた中ではこの基準で問題はないと考えております。

**東出委員長** 高橋主査。

**高橋主査** この条例で制定する場合の基準がありまして、まず国にあるものに従わなければならない基準とがありまして、それが人員の配置、それから床面積、そういうものが国の基準に従わなければならない事項になってます。それから、標準的な事項として部屋の人数なんですけれども、例えば国で部屋の居住を1人と決めているものに対して、例えば木古内町では入所者の負担的なものと考えて4人以下にするというようなこともできるということで、ほぼ他の市町村で変えるとする、その部屋の小規模の29人以下の施設で部屋の入所者数だけを4人以下とするようにはしております。それ以外は国に従っているということです。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 国に従って木古内町で条例を定めるんだけれども、例えば人員の基準とかあるいは設備に関する基準、これらはいま課長のほうからは何ら改善するものはないと。だけでも主査のほうから、例えば第5章の小規模多能機能型居宅介護などは、あるいは第4章でも同じなんです。設備に関する基準の部分はクリアできていない部分があるということなのではないでしょうか。「改善する余地があります」という事の答弁なのだろうか。問題は、この法律を条例を改正した時に、条例をとおした時に我が町として色々まだ今度手を加えて、改善策を講じるためには金がかかるという部分がでてくるのかどうなのか。私は大事だと思っているので、その辺は何ら国の基準に沿っていままで行ってきたから、「そのようなはありません」ということなのですか。

**東出委員長** その辺、きちんとはつきりしてください。高橋主査。

**高橋主査** あくまでも、従う基準につきましては先ほど言ったように、人員配置については国で定めているものに従わなければならないということになっていますので、勝手に木古内町でその人員を例えば管理者1人でいいものを2人にするだとか、そういう人員を勝手に木古内町では増やしたりはできないということで、あくまでも国が1人で決めているものに対しては1人ということになるということです。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 私が聞いているのは、例えば人員基準、設備基準、監査の基準だとか木古内町で条例を制定したとしたら、いままで国のこのようにやりなさいということでやってきたでしょう。こういうふう色々ある、オペレーター1名以上だとか、食堂及び機能訓練室1人3㎡以上だとかあるでしょう。こういうものは、「改善をしなくてもこのままスツとやっていける状態ですか」ということを聞いているのです。

**東出委員長** 中島課長。

**中島保健福祉課長** 2ページの(3)のほうに介護保険法に基づく内容ということで、78条の4項から第1項から第3項等に基づきということで、1から5まで、1については人員的な部分、2については居室などの床面積の部分、あとは3の利用人数、4については適切な運用の上での各条項に関する部分ということで、これに基づいて当町も条例を作りますので問題はないということで、皆様のご理解を求めています。

**東出委員長** 暫時休憩をします。

**休憩 午前10時04分**

**再開 午前10時07分**

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

暫時休憩をします。

**休憩 午前10時07分**

**再開 午前10時07分**

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。課長。

**中島保健福祉課長** 当条例では問題はないと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

**東出委員長** そのほか。竹田委員。

**竹田委員** 先ほども確認いたしましたけれども、3ページのこの資料に基づいて、我が町でいま現在該当していない事業、今後可能性があるサービスというか、介護保険法が地域密着型になって、響きからすればかなり地域により密着したサービスの提供が受けれるというれば、そういう期待もするわけですから、いま現在、例えば2章からここに書いてる色々なサービスのありますけれど、この事業はうちでこういうサービスの提供をしている。これは今後の課題だとか、今後可能性があるのはこういうサービスというものを順次説明してもらえれば理解ができるのかと思います。

**東出委員長** 課長。

**中島保健福祉課長** 資料3ページ、4ページの各章にサービスの名称が記載はされております。

ただ、現在実際許認可とか開設している部分は第6章の認知症対応型共同生活介護ということで、グループホーム杉の木さん別館が現在地元の住民のかたのサービスにあたっているということでございます。ただ、第2章・第3章・第4章・第5章・7章・8章・9章につきましては、あくまでも町が経営するということではなくて、事業所が木古内町に施設を開設して住民サービスをするということですので、現在は当町には新しいそういう施設は開設するというような考えかたの事業所はないということでございます。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** わかりました。今回の一括法の条例改正のなかで、現在サービスメニューからすれば、グループホーム認知施設の部分しかないということですが、ただいま、木古内町の実態というか高齢化率が40%という高齢者の町になったというこういう位置づけからすれば、3章の夜間対応型訪問介護これらのサービスが必要になってくる気がします。これから、在宅でという例えば今の地域包括支援の考えからしてもこういうもののサービスが必要で、だけど町ではこういう直接サービスしていないわけですから、例えば社会福祉協議会あるいは民間の事業者がありますけど、そこと行政としてこれからどういう要介護者等の実態を踏まえるなかで、今後の大きな課題になってくるのかなと思います。今後、介護保険担当として、これらのサービスについてはどう持っていこうとしているのか。あくまでも、事業者が行う部分だからということなのかというそのことの考えあれば答弁願ひます。

**東出委員長** 課長。

**中島保健福祉課長** 当然、議員が言われるように高齢者率はどんどん上がってきてますが、ただ担当課としては各事業に基づいて安全確認、介護サービス等を提供しております。その中で、24

時間体制どうこうという部分に関しましては、当然人員配置だとか施設関係となると一町村なりではできるようなものではないと考えております。ただ、前にもテレビ等でもニュースで問題になってましたが、なかなか事業所として経営が難しいという部分でなかなか参入が難しいという、できないみたいなことで厚生労働省も積極的に進めたいということは言ってますが、なかなかい言ったように体制的な部分、財政的な部分で難しいのと考えております。

**東出委員長** そのほか。平野委員。

**平野委員** 一点だけ確認させてください。この19号の条例に限ったことではないんですけど、今回の一括法により国の定めていたものを各市町村に移行するというので、今回各載っている議案は受けなければならないと思うんですけども、いま説明ありました19号につきましては、人員については「国の方針を変えないでください」という話でした。であれば、それ以外の部分は今回に限らずこの後、木古内町の条例になった際に木古内の性質に合わせて変えていくことはあるという認識でよろしいんですか。

**東出委員長** 課長。

**中島保健福祉課長** 先ほどもご説明したように、基本的には現在の介護保険法を基準としておりますので、当町があえて介護保険法より上位的な部分は必要ないと考えております。

**東出委員長** 必要ないということですね。課長。

**中島保健福祉課長** ないと考えております。

**東出委員長** よろしいですか、よろしいですね

議案第19号については、これをもって質疑を終了してよろしいでしょうか。

(「なし」と言う声あり)

## **議案第20号 木古内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について**

**東出委員長** なければ、次に進みたいと思います。

議案第20号木古内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援条例制定についてを議題といたします。

課長。

**中島保健福祉課長** 議案第20号 木古内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例について、ご説明を申し上げます。

このサービスの特徴につきましては、先ほどと同じように自宅や地域密着型介護施設でサービスを受ける事で、地域での生活の継続をすることを目的としております。

木古内町の地域密着型介護サービスを利用できるかたは、要支援・要介護の認定を受けたかたの利用となります。同じように、職員の地域密着型ということですので、馴染みの職員が小規模の施設でサービスを提供するということになっております。

第1章の地域密着型介護サービスにつきましては、第1条から第3条までの則につきましては、介護保険法に基づき事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め介護サービスの費用関係、

職員の常勤加算方法、他関連団体との連携サービスに関する条項となっております。

第2章 介護予防認知症対応型通所介護につきましては、第1節 基本方針につきましては入浴、排せつ、食事などの介護、生活等に関する相談の助言、健康状態の確認そのほかの居宅要介護者に必要な日常生活の支援機能訓練などをとおして、可能な限りその居宅で自立した日常生活を営むことができるように生活機能の維持、または向上につとめるものでございます。

第2節 人員及び設備に関する基準につきましては、5ページのほうをご覧ください。第3節 運営に関する基準につきましては、基本方針に示されているサービスを適切に提供する上で、各条項に従い運営に努めるものです。

9ページのほうをご覧ください。第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護、1節 基本方針につきましては、居宅要介護者に対し、サービス拠点への「通い」を中心に、希望に応じて自宅への「訪問」や短期間「宿泊」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練を行い利用者の心身機能の維持・回復、生活向上を目指すものでございます。2節 人員及び設備に関する基準、第3節 設備に関する基準は5ページのほうに記載のとおりとなっております。第4節 運営に関する基準につきましては、同じく基本方針に示されているサービスを適切に提供する上で、各条項に従い運営に努めるものでございます。

9ページのほうをご覧くださいと思います。第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護の第1節 基本方針につきましては認知症の高齢者が、グループホームと呼ばれる施設で少人数による家庭的な共同生活をしながら、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練などを受けの中で同じく利用者の心身機能の維持・回復、生活機能の維持向上などにつとめるものでございます。第2節 人員及び設備に関する基準、第3節 設備に関する基準につきましては、5ページのほうをご覧ください。第1節 運営に関する基準につきましては、同じく基本方針に示されているサービスを適切に提供する上で、各条項に従い運営に努めるものでございます。

10ページのほうをご覧くださいと思います。

簡単でございますが以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

**東出委員長** これより質疑を受けます。議案20号について質疑を終了してよろしいでしょうか。

(「はい」と言う声あり)

## **議案第21号 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準を定める条例制定について**

**東出委員長 議案第21号** 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

課長の説明を求めます。

**中島保健福祉課長** 議案第21号 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準を定める条例制定について、ご説明を申し上げます。



当条例案の考え方につきましては、事業者の申請・指定基準となっており(法第78条の2第1項、第115条の12第2項第1号)に基づき、これまで木古内町では厚生労働省令で定める、地域密着型サービス事業所、施設運営に係る指導を行ってまいりました。

今回の条例の制定については、国の基準を上回る内容または異なる内容を定める特段の事情がないため原則として、国の基準に基づいて木古内町の条例を制定するものです。

第1条につきましては、介護予防サービス事業者の指定について、許可条件などの必要事項を定めるものを目的とした条文となっております。

第2条につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者定員についてでございます。当該施設の入所定員は、国の基準の上限である、29人以下とします。

第3条 第4条 申請者の資格・指定に関する基準につきましては、「法第78条の2第4項第1号、((第5項、))第115条の12第2項第1号、((第3項))」に基づき、申請者・指定者の資格は、国の基準に基づき、「法人」とするものでございます。

簡単でございますが以上でご説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

**東出委員長** 議案第21号についての説明が終わりました。

これより質疑をうけます。

課長、説明資料のいま読んできた中で(4)、2ページ、各章の基本方針につきましてはサービス内容若干であります異なる部分がありますと。全体として、サービス利用者の尊厳を重んじた云々と書いているんだけど、この辺どんなことを意味して書いたんですか。課長。

**中島保健福祉課長** 当然、施設入所のサービスと通所サービスとは若干異なるというか、ある程度同じではあるのですが、施設でサービスを受けるのと家庭で受けるのとは若干異なる部分があります。その中では、どちらもご本人の尊厳を尊重しながらサービスをして自立につなげていきたいという意味で書かせていただきました。

**東出委員長** はい、わかりました。

竹田委員。

**竹田委員** 条例の改正の関係はいいのですが、端的に言ったら例えば19号、20号この違いは例えば20号は介護予防・要支援のかたを主としているのか。両方例えば要介護要支援とも、19で言っている部分、20号で謳っている部分、どちらも例えばサービスの提供を含めて受けられるようになるのか。あくまでも、ここに謳ってる資料の3ページと5ページの、サービス事業の区分けなのかというのがちょっと理解できないものですから、その辺簡潔に。

**東出委員長** 簡潔に、高橋主査。

**高橋主査** 議案第19号は、介護認定で介護1から5までの方が対象に受けれるサービスということです。

それから、議案20号の介護予防につきましては軽い方で1、2の方が受けられるサービスということになります。

**東出委員長** はい、それでは条例に関して3本、これで終了いたしますけれども、私委員長として先ほど又地委員からお話がありましたように、これは国からの条例が地方に下ろされてきただけであると、通さざるえないと。ただ、中身についてはどこかの機会、これについて我々も勉強したいということでございますので、できればその辺充分考慮していつかの時期にどのようにするか。強いて言えば、所管事務調査が正しいのかどうかわかりませんが、いずれかの時期を見て

どうするかということ、議会事務局なり常任委員長のほうにお話をさせていただき、つめていただきたいということを要望して条例についてはこれで終わりたいと思います。

竹田委員。

**竹田委員** 議論を含めて説明を受けたんですけど、これ以上例えば委員会の事務調査の中で説明を受けてもサービスの事業、それで事前に確認したのは今回の地域密着型の条例改定、国からの国の法律がなくなるから、それで定めなければならないという部分でそれは理解しましたし、そしていま、このサービス事業のメニューの中で木古内町で行っているこれからの課題もあるでしょうけれど、認知症のこのサービス事業しかいまの地域密着型の部分では出てこないという部分。

それと19号は要介護、20号は要支援というそういう説明を受けましたので、特にこれ以上、皆が再度あれしようということであれば。ただ、必要に応じてはまたフィードバックして条例の解説を含めた部分の議論というのは出てくるのかなと。

**東出委員長** いまはそのような言い方をしましたけれど、竹田委員のほうから所管事務調査というものよりも、何か新たに出た時にということでございますけど、議員の皆さんどうでしょうか。

(「はい」と言う声あり)

**東出委員長** 後段のほうで何かまた変わった事があれば早くとにかく教えていただきましたです。

そういうことを要請して条例関係は終わりたいと思います。

10分間程休憩したいと思いますので暫時、休憩いたします。

10時40分から一般会計に入りますのでよろしく願いいたします。

**休憩 午前10時29分**

**再開 午前10時38分**

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般会計ですね。説明をよろしく願いいたします。

中島課長。

**中島保健福祉課長** 続きまして、平成25年度保健福祉課の一般会計のご説明を申し上げます。

初めに、保健推進グループ関係をご説明したいと思います。

ページ数、103ページから105ページとなっております。3款 民生費、1項 社会福祉費、5目 保健福祉総務費、1億6,371万2,000円につきましては、障害者の方々が日常生活を営む上で身体の機能を補助するための補助装具等の給付、心身の障害を除去軽減するための医療給付、また障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護給付を行う予算となっております。また、障害団体などへの補助などを通して活動支援をしております。また、給付手続き、支援事務経費などの予算となっており、障害者家族の方々の安心安全な日常生活につなげていきたいと考えております。8節 報償費、9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費につきましては、前年度とおおむね同額となっております。13節 委託料につきましては、移動支援委託料、9万7,000円の減。日中支援事業委託料4万円減につきましては、利用回数の減となっております。

続きまして、19節 負担金補助及び交付金につきましては、前年度と同額となっております。

20節 扶助費、1億6,148万円につきましては、障害者介護給付訓練など給付利用者の増によ

る1,740万円の増額、障害者療養介護医療費324万円の増額となっており、総体として2,033万8,000円の増額となっております。

続きまして、107ページから108ページのほうをお願いいたします。9目 障害程度区分認定審査会費 83万1,000円につきましては、渡島西部四町で障害支援区分認定審査会を協同設置しており、障害者のかたの支援の度合いを総合的に審査をする審査会の委員報酬事務経費となっております。認定審査会を運営するに当たり、障害者の方々の不利益につながることはないよう適正な事務の執行に努めてまいりたいと考えております。9目 障害程度区分認定審査会費、1節 報酬、9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費につきましては、前年とほぼ同額となっております。

続きまして、108ページから109ページをお開き願います。10目 福祉施設管理費、95万7,000円につきましては、旧老健施設全体の維持管理費となっております。前年に比べて、工事請負費720万円の減となっております。7節 賃金、11節 需用費、12節 役務費、13節 委託料につきましてはほぼ同額となっております。ほかに18節 備品購入費につきましては、施設に設置している消火器の更新に係る購入費13万5,000円となっております。

続きまして、114ページから115ページをお開き願います。4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、3億8,324万3,000円につきましては、病院経営水道事業の安定化をはかり、地域住民への医療、飲料水の供給確保に努めるものです。また、経営事業に伴う療育医療の給付、事務経費などとなっております。9節 旅費、11節 需用費につきましては、ほぼ前年度と同額となっております。12節 役務費につきましては、新たに養育医療審査支払手数料として1,000円を計上しております。これにつきましては、道からの権限委譲により、平成25年度から市町村の事業となります。療育医療給付に係る審査支払手数料となっております。この療育医療の内容につきましては、身体の生育が未熟なまま生まれてきた乳児が、正常に生まれた乳児が出生時に有する諸機能を得るまでの間の入院医療費に必要な医療の給付を行うものです。

13節 委託料につきましては、前年度とほぼ同額となっております。19節 負担金補助及び交付金につきましては、1,975万7,000円の増額につきましては、病院会計負担金24万4,000円の増につきましては水道事業会計の負担金の増となっております20節 扶助費、27万円につきましては、先ほどご説明しました養育医療給付にかかる費用です。

渡島保健所のほうから、過去4年間の木古内町分の給付実績の情報提供がありましたが、給付実績がないことから、本年度においては1名分のみの予算計上をしております。

続きまして、115ページから116ページをお開き願います。2目 予防費、1,056万円につきましては、住民の健康管理を目的としております。住み慣れた地域で心身共に健康で安心して日常生活を過ごしていただくことが住民のかたにとって一番の幸せと考えております。各種検診を定期的に受けていただくことで、医師の指導による健康不安の解消、早期発見、早期治療につなげることで重度化の防止、健康教室の開催による保健師、栄養士による健康相談、栄養バランスの指導などをとおして健康維持を図るものです。今後住民のかたの積極的な検診を受けていただくよう、啓蒙活動が必要と考えております。9節 旅費につきましては前年度と同額となっております。11節 需用費、26万4,000円につきましては、前年度と比較して140万6,000円の減額となっておりますが、主なものとしては、乳幼児予防接種の個別接種化によるものです。

これまで、乳幼児の予防接種につきましては、医薬品を直接購入・管理し、健康管理センターにおいて接種日を決め、集団接種により実施をしておりましたが、乳幼児期に必要なとされる予防

接種の種類が増大し、月1回の集団接種では対応が難しくなったため、安全面や接種時期の遅延防止なども考慮し、各医療機関への委託により随時接種のできる個別接種に切り替えることによる減額となっております。12節 役務費につきましては、前年度とほぼ同額となっております。

続きまして、116ページ、13節 委託料、1,442万円につきましては、103万3,000円の増額となっております。主なものとして妊婦健診関係委託料が43万5,000円減額、それと先ほどご説明しました、予防接種の個別接種化による予防接種関係委託料159万9,000円の増額となっております。原材料につきましては、前年度と同額となっております。

続きまして、118ページから119ページをお開き願います。4目 保健活動費、44万8,000円につきましては、健康教室、育児教室などを開催し、健康維持、子育て支援等につなげていきたいと考えております。8節 報償費、9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費、19節 負担金補助金及び交付金につきましては前年度と同額となっております。

以上で歳出のご説明を終わらせていただきます。

**東出委員長** ここで切ります。いいですか。

(「はい」と言う声あり)

**東出委員長** 歳入に入ってください。課長。

**中島保健福祉課長** 歳入についてご説明を申し上げます。

38ページのほうをお開き願います。11款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、3節 障害者程度区分認定審査会共同設置負担金、96万8,000円につきましては、渡島西部四町の障害者程度区分認定審査会に要する経費の負担金となっております。

続きまして、44ページをお開き願います。13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金につきましては、障害者自立支援医療費負担金、680万4,000円、障害者自立支援給付費負担金、7,271万5,000円の国からの2分の1の負担となっております。これは各事業の歳出に伴う財源措置となっております。

続きまして、45ページのほうをお開き願います。13款 国庫支出金、1項 国庫負担金 2目 衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金 新たに、母子保健衛生費負担金、8万2,000円を計上しておりますが、これは先ほど歳出でご説明した養育医療給付費に係る負担金であります。国は2分の1になっております。

続きまして、46ページをお開き願います。2項 国庫補助金、1目 民生費補助金、1節 社会福祉補助金につきましては、障害者自立支援事業補助金、165万2,000円となっており、主なものとしては、地域生活支援事業、身体障害児者、日常生活用具給付費関係となっており、各事業の歳出に伴う財源措置となっております。

続きまして、2項 国庫補助金、2目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金、45万3,000円となっております。女性特有のガン検診推進事業の歳出に伴う財源となっており2分の1となっております。

続きまして、49ページをお開き願います。14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金、障害者自立支援医療費負担金、340万2,000円、障害者自立支援給付費負担金、3,635万7,000円の補助となっており、主なものとして、障害者自立支援医療費、身体障害者・障害者補装具関係の各各事業の歳出に伴う財源となっております。

続きまして、50ページをお開き願います。14款、道支出金 1項、道負担金 2目、衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金、母子保健衛生費負担金、4万1,000円。養育医療給付費に係る負担金となっており、4分の1の負担をしていただいております。

続いて51ページです。2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金、障害者自立支援事業補助金、70万4,000円でございます。主なものとして身体障害児者、補装具給付費、障害者介護給付、訓練などの給付費などとなっており、各事業の歳出に伴う財源となっております。

続きまして、52ページをお開き願います。3目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金、22万3,000円につきましては、妊婦健康診査支援事業費補助金、健康増進事業費補助金等の各事業の歳出に伴う財源措置となっております。

続きまして、69ページをお開き願います。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入保健事業の各種健診等の本人負担金、41万7,000となっております。主なものとして、がん検診、健康教室等養育医療費を見込んでおります。

続きまして、70ページをお開き願います。グループホーム維持管理負担金として、470万円を見込んでおります。

以上でご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

**東出委員長** 歳出歳入の説明が終わりました。これより質疑を受けます。

竹田委員。

**竹田委員** 115ページの予防費の薬品の関係なんですが、昨年からみてかなり大幅に140万ほど、先ほどの説明からすれば集団接種に移行したんですか。というのは、24年度はそのまま集団接種をしたということで、25年から個別に切り替えるということの確認でいいのかどうかの部分が一点。それと、予算資料で各検診の人数が書いてる部分は、例えば予算計上ですからたぶんそれがイコール検診目標というか、一つの指針だというふうにみます。この部分の毎年こういう形で、例えば予防接種、例えばさわやか検診20名見込んでます。最終的には決算の中で実績が出てくるんですけど、この例えば達成度20人を達成すればいいですけど、極端な話、20名の目標に5名しかこなかったという場合の予防費の重要性、町民の健康等々のそういう主旨からすれば大変大事な事業だと。それで、せっかく目標をたてて目標に到達しない場合の対策というか例えば、受診が少ないのか多ければ問題がないわけですから。予算が少なければ補正を追加すればいいんですけど。やっぱり目標を設定しているからには、そういう部分も追跡というか、そういう部分が大事になってくるのではないだろうかというふうに思うところです。その辺の目標に対する達成度の考え方と、一つは接種の薬品費を25年間の移行ということなのか、この2点を一つ説明。

**東出委員長** 課長。

**中島保健福祉課長** 集団から個別に変わる部分につきましては、24年までは集団、25年度から個別でやっていきたいと考えております。検診目標につきましては、当然先ほどもご説明したように啓蒙活動を一人でも多くのかたが健康維持のために受診をしていただきたいということで啓蒙活動にやはり力を入れる必要があるということで、当健康管理センターでは保健推進グループ、介護グループ等もございましてので広報による日程等のPRと以外に事業展開をしている中で、「個々にこういう検診等がありますので受診してください」という形での啓蒙活動をしておりまして、今後色々な方法を考える必要があることは考えておりますので、一人でも多く検診につなげ

て健康維持につなげていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

**東出委員長** そうではなくて、いままでの答弁漏れなんだけれど、過去の部分についての検証をしているかということ。課長。

**中島保健福祉課長** 当然、受診件数が少ないということで結果等に基づいて内部で検討はしております。その中で、こういう形で一人でも多く受診率を上げようかということでは、先ほども言ったように事業のたびに啓蒙活動をするだとか、まだ足りない部分もありますので、今後もやはり考えの中で進めていただきたいとご理解をお願いします。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 検診の啓蒙、このことについて心配なのは確か先の議会で保健師の人件費を減額をしているんです。6月から、時期ははっきりしなかったのですが、6月から保健師がいないという状況。ただ、予算の枠組みからすれば介護のほうの担当のはりつけなのかなというふうに思うんですけれど、その間全体の中でその一人が休んでいる間、全体の中でやりくりして補っている、そうすればやっぱり全体の事業としてこの予防の啓蒙にしても、1減のためにこの啓蒙はやっぱり、主たる部分は保健師さんが主で活動するのかなというふうに思うんですから、そうすることによってそれが十分に行きわたらないというか、どこかでやっぱりその分のマイナスの部分が発生するのかなと心配するものですから、是非そのそういう長期間欠員で穴が空いているそれを全体でカバーしなきゃならないという業務でなくて、必要であればやっぱりきちんとそういう措置をして次の保健師を充足するというのも大事ではないかと思っておりますので、この部分は保健福祉だけではなくて人事を含めた部分にも関わってくるのかなというふうに思いますのでその辺、もし今後のそういう適正配置の考えからして総務課長でも中島課長でもいいのですが、今後に向けてのそういう考えがあれば見解を一つ求めたいと。

**東出委員長** まず簡潔に、課長。

**中島保健福祉課長** 当然、保健師の募集等をかける中で人員配置は現行維持したいと考えておりますので、一応4月1日から一名増員になる予定にはなっておりますので、住民サービスの低下につながらないように、なおかつ連携をしながら業務をしていきたいと考えております。

**東出委員長** 総務課長。

**大野総務課長** 職員が中途退職しましたあとに採用ができていないということのご指摘です。

まず、保健推進のかたの保健師につきましては3名体制ということで今後も望みたいというふうに思っております。それと、包括のほうの支援事業なんですけど、要支援あるいは虚弱のかたへのこちらについては保健師の資格でなくても、看護師でもということで応募をさせていただきました。

昨年6月に退職以降、随時募集をしていたんですがなかなか決定ができませんで、ようやく課長が1名増と言いましたけれど、これは欠員を補充するという形で4月から内定の通知を出しております。包括のほうは1名、そして保健推進は3名ということで保健推進、のちほど質問が出るかもしれませんが、先にお話しますが長期病気休暇ということで休んでいた職員がおります。そちらの職員については、病状の回復が思わしくないということで先月退職願いが出ました。これに合わせて、退職が出ましたので新年度採用に向けて今後募集事務に取り組んでいく、3名体制を確保していく考えかたでおります。

**東出委員長** そのほか。平野委員。

**平野委員** 先ほど竹田議員の質問にも関連しますが、予防接種が集団から個別になるということで受けられるかたの案内でしたり、受ける場所でしたりそのような変更等もあるのか合わせてお聞

きします。それともう一点が107ページですね、渡島西部地域障害程度区分認定審査会というものがありまして、報酬等は去年と同額なので今年もこのような会があるんだと思いますが、昨年まではこの会に対しての負担金があったと思うんですけども、これが記載されていないということは今年度からなくなったのか、あるいは単年度単位で今年度だけがないのかお知らせいただきたいと思います。

**東出委員長** はい、2点。吉田主査。

**吉田主査** まず、最初のご質問の予防接種の変更の関係です。

この方法につきましては、先ほど課長のほうからも説明したとおり、これまで集団接種で行っていたものを個別接種に切り替えるということで、医療機関につきましては今、今後委託かけることになっておりますが、まず町内で行くと光銭医院、それと予防接種の種類によって変わってくるんですけど、まず予算説明資料のほうの6ページをご覧くださいと思うんですけど、ここに予防接種関係という所で600万1,000円という所がありますけれども、この一番下の子宮頸がんワクチンについては町内の3医療機関で行う予定です。下からインフルエンザ、水痘、おたふく、この3つにつきましても町内の医療機関で今の所行う予定になっております。その上の小児用肺炎球菌ワクチン、一番上の四種混合ワクチン、その部分につきましては町内でいくと、光銭医院で国保病院ちょっと対応ができないということで、あとそれ以外の部分ということで渡島医師会、函館医師会に加入している医療機関でそれぞれ行う予定をしています。

障害程度区分の認定審査会の負担金の事の質問だと思うんですけど、予算書の38ページをご覧くださいと思います。

先ほど歳入の説明の時に課長のほうからも説明があったと思いますが、この民生費負担金の1項の負担金、1目 民生費負担金のところの3節に障害程度区分認定審査会協同設置負担金の所で、96万8,000円というのがこれが各福島町、松前町、知内町の賛助会で開く負担金ということになります。

**東出委員長** そのほか。平野委員。

**平野委員** 歳入ではなくて歳出のほうで負担金だったと思いますけど。それと予防接種なんですけれども、委託されるということはわかりました。ただ、いままで健康管理センターで児童数は少なかったとはいえ、数十人のお子さんが受ける際に、管理センターだと駐車場の関係だったり、中身の広さだったり、小さい子がある程度遊んでてもいい状況だったと思うんですけども、親御さんにしてみるとその個別の病院に行くというのは車を停める関係だったり、待合室の関係上若干不便になるのかなという思いがあるんですけど、委託にするんですけどもそれは薬だったりそういう関係で、場所は健康管理センターで行うっていうのは不可能なんですか。

この2点です。

**東出委員長** 加藤保健師。

**加藤保健師** 保健師のほうも今までずっとここ十年以上というか、もっと前から健康管理センターで集団という接種の形をとってきました。保健師としても本当であれば健康管理センターで保健師が直接お子さんを見て、そして先生に診察をしていただいて接種というのが一番理想的な形で、町内で受けきれるとというのが一番理想だとは思っています。ただ、ここ数年の間に予防接種、特に1歳未満で受けなければならない予防接種の種類が数年前

の9種類から12種類、そしてトータルでいきますと7回ほど増えております。接種の時期というのが接近していますので、今の月1回の健康管理センターの集団接種では対応できない状況になっています。ということで、先ほど25年度から個別にという話をしていましたけれども、24年度の一部を個別医療機関に委託している予防接種というのがありました。

具体的にはヒブ肺炎球菌、不活化ポリオワクチン等ですね。ここ数年で新たに増えた予防接種については、回数が1歳未満でほしい3回から4回ずつですね、接種しなければいけないということで現行の予防接種にプラスするということで、個別の医療機関ではいま、1種類の接種ではなくて同じ日に同じ接種ということで2種類から多いと4種類の違うワクチンを接種しなければ、標準的な接種のスケジュールに間に合わないという現象がおきてきています。それだけ接種に要する、お子さんはもちろんですけども、対応がとても大変になってきています。それと、健康管理センターでやっている診察の医師がいまはずっと国保病院の内科の医師だったということで、それだけ接種の種類が増えれば副反応や緊急の対応ということも困難になってくるのではないかとということ。それと、普段見ていただいているかかりつけの小児科の先生に接種していただくのが一番安全で確実ではないかという判断で、保健師も本当は子供の成長もその場で見れるのでセンターでずっとやり続けたかったんですけども、その辺の判断も踏まえ、あと近隣町村ほとんどいま個別接種に切り替わってきているというのは、いま説明したような状況があるということでそうせざるを得ない。センターでやり続けるとするならば、本当に毎週一回でも足りないのではないかとこういう状況になってきているということで。それと、受けかたですけども、センターでやっていた時には集団ということでしたけれども、個別に切り替わるということで受けかたについてはそれぞれ月数に応じてお子さん、お母さん直接医療機関に予約をして適切な時期に受けるということで重なるということはないかなとは思いますが、ただ駐車場の面だとか受ける者、未満児については町内では特に光銭先生しか受けられないという所では、少し不便になる部分もあろうかなとは思いますが、個別化に切り替わるという時点での今、案内の方法ですが混乱を生じないようにわかりやすいような工夫をして、あとは随時個別対応で接種にスケジュールなども相談しながら漏れなく対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

**東出委員長** 大変詳しい説明ありがとうございました。

ほかに。吉田主査。

**吉田主査** 先ほどのもう一つの質問の関係ちょっと勘違いしました。

負担金補助及び交付金について今年計上がないということのご質問だということです。それにつきましては、審査委員の任期が2年に1度ということで2年に1度研修会をやっておりますが、その際にかかる負担金ということで計上してましたが、25年度については計上がありませんということです。

**東出委員長** 竹田委員。

簡潔にお願いします。

**竹田委員** 108ページの施設管理委員の賃金ですけど、24年と同額で計上してはいますが24年16万ほど減額、例えば勤務日数の減によって16万減額してはいますが、休んだ以降現在は順調に勤務しているということなのかどうなのかという部分の確認だけ。

**東出委員長** 課長。



**中島保健福祉課長** 勤務しております。

**東出委員長** ほかに。

(「なし」と言う声あり)

**東出委員長** なければ次に入りたいと思いますので暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前11時15分

**再開** 午前11時16分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

課長、説明をお願いいたします。

**中島保健福祉課長** 続きまして、介護福祉グループの一般会計をご説明を申し上げます。

99ページから101ページとなっております。3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費、1億7,427万4,000円につきましては、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けていただくことを考えております。各事業などを通して日常生活の不安解消、支援を通して日常生活の負担軽減、地域活動の支援等に繋げて行きたいと考えております。3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費までにつきましては、ほぼ同額となっております。8節 報償費につきましては、24年度は5名の所は3名となっております。11節 需要費、12節 役務費、13節 委託料、14節 使用料及び賃借料につきましても前年度とほぼ同額となっております。19節 負担金補助及び交付金、主なものとして介護老人保健施設事業会計負担金の20万円の減となっております。20節 扶助費、189万8,000円につきましては、主なものとしてほぼ同額ということでございます。25節 積立金、同額となっております。28節 繰出金、9,689万円につきましては、介護給付費繰入金の702万5,000円の増額、事務費繰入金約1,599万円の減額となっており、総体で891万5,000円の減額となっております。

もう一つ、介護サービスグループ担当の一般会計のほうも、合わせてご説明をさせていただきます。

101ページから102ページ、3款 民生費、1項 社会福祉費、4目 在宅介護支援費、112万2,000円につきましては、要介護認定の申請や、認定後に、在宅で介護を受けれる要介護者や要支援者、その家族の状況、生活環境、希望に応じたケアプランを作成し、適切な居宅サービス提供をし、在宅介護の支援していく事務費・施設維持費となっております。3款 民生費、1項 社会福祉費、4目 在宅介護支援費は各節につきましては、前年度とほぼ同額となっております。

以上でございます。

**東出委員長** 歳入も。課長。

**中島保健福祉課長** 続きまして、歳入のほうをご説明を申し上げます。

38ページをお開き願います。11款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金につきましては、養護老人ホーム利用者1名分の負担金となっております。

続きまして、42ページのほうをお開き願います。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、2目 民生手数料 1節 福祉手数料につきましては、昨年と同額となっております。

続きまして、51ページのほうをお開き願います。14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生

費補助金、2節 老人福祉費補助金につきましても、前年度とほぼ同額となっております。

続きまして、57ページのほうをお開き願います。15款 財産収入、1項 財産運用収入、2目 利子及び配当金、1節 利子及び配当金につきましては前年度と同額となっております。 地域福祉基金積立金利子収入、1,000円です。

続きまして、60ページをお開き願います。16款 寄附金、1項 寄附金、2目 民生費寄附金、1節 民生費寄附金につきましても、前年度と同額となっております。

同じく、介護サービスの勘定関係の一般会計をご説明を申し上げます。

69ページをお開き願います。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入につきましては、在宅サービスセンター管理費の収入25万8,000円を見込んでおります。

以上でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

**東出委員長** 説明が終わりました。質疑を受けます。

竹田委員。

**竹田委員** 歳出の100ページの委託料と負担金の2点について、質問したいと思います。

除雪サービス委託料、このことについては昨年も予算委員会の中で議論をさせていただいて、昨年の予算委員会のまとめというか委員長報告の中でも次年度についての要件というような部分で謳われていたんですけど、今年度予算の数字を見ますと全く同額で、昨年と変わった部分があるのかどうかという部分が一つです。前段も言いましたけれど、例えば我が町の高齢化率40%という高齢者の町としての考えとして、例えば負担金の老人クラブ補助金等についても道の歳入もあるわけですから、もう少しこれについても高齢者のかたが安心して生きがいを持って暮らせる町にするために、果たして老人クラブのこの助成等についても検討すべきでないかと。一般質問の中でも町長との議論の中でも、個人事業というのは本当にいかがなものかと、一番簡単なのは去年20万つけたから今年も20万つけようというのが昨年同様で一番いいのですが。やっぱりメリハリのある予算付け、その背景にはなぜ言うかというところ財政が好転してきたという部分を踏まえて、原課とすればもう少し詰めて財政当局に折衝をして最終的に町長なり査定の中で、その部分が予算が通らなかったというのであればいいんですけど。原課とすればそういう部分に今後もう少し手腕を置くべきではないかとそのように思います。

それについて答弁願います。

(「関連」と言う声あり)

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 老人クラブの件なんです昨年20万9,000円、そして連合会には8万5,000円、29万4,000円のうち道からくるのが19万5,000円で、実際に町負担が9万5,000円よりないと。それで昨年も今同僚議員も言っていましたけれども、その後老人クラブの実態調査をしましたか。そして、昨年度と同じ右倣えの予算にしたのかどうか。「実態調査をするべきだ」という話もしてはいたけれど、去年は平均で1万2,000円、均等割りでその1万2,000円を入れると、700円までなんだという話もしたけれどその後実態調査をしましたか。担当課として。

**東出委員長** 課長。

**中島保健福祉課長** まず1点目の事業団の関係でございますが、平成22年度まで時間で1時間

いくらということで委託をかけておりましたが、作業員等の方々等を協議をする中で時間ではなく安定的なものということで、1件5,000円ということで最終的に各議員のご了解をいただきながら1件5,000円の支給ということで、現在作業員のかたも納得をしていただいている部分で委託をかけております。

高齢者についての老人クラブにつきましては、決算書を出していただく中でどういう活動をしているのかという部分では、若干はお伺いする中で色んな部分で老人会の何十周年記念のためにちょっと積み立てをしているので残額が多いだとか、あとは定期総会の部分での飲食の部分にちょっとそういう部分で補助金を利用しているという部分だけは確認はしておりますがただ、原課としてはまずその老人活動が負担金を上げるのがイコールでいいのかという部分では、当然地域での支え合いというのが基本だと考えておりますので、包括支援センター部分で各地区に出て介護予防の認知サポーター要請だとか、ピンコロ会だとかの事業展開をする中で地域でそういうコミュニティ的なものを作っていただいで、日常活動につなげていただければとなど考えておりますので、こまい部分までの調査はしておりません。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** いま課長から除雪の関係の答弁、それは現在の実態というか高齢者事業団にお願いしている除雪サービスの部分だと思いますが、去年の例えば予算委員会の審査所見の中でも福祉施策としての除排雪サービスについて総括でなく所見を述べてます。去年も大雪に見舞われて町民が除排雪作業で大変苦勞したと。当町はまもなく高齢化率40%を超えることから、これまでの体制はもとより、福祉施策として新たな仕組み作りを構築されるよう強く求めるということで、去年の予算委員会でもこのように除雪の体制、現在の除雪サービスがだめだということでなくてもっと困っている。例えば、屋根周辺の除雪含めた一般質問等でも行いましたけれど、そういう部分も踏まえてこの25年の予算編成に向けて、もう少し仕組み作りについて財政部局というか関係する課とも連携の中で何ができるかという部分。予算ばかりではないと。いろんな例えば、今町でレンタルしている小型のショベルを活用した除雪のボランティアとの連携といいますか、それらも含めてどうこのことに詰めたか、経過というかその足跡が大事でないかなというふうに思います。老人クラブの補助金も金額を増やせばいいということではなくて、本当に高齢者の町としてこれからどうすべきか例えば「25年はこうしよう、26年からはこうしよう」その時どきに応じてですね。もう少しメリハリのある、生き甲斐もてる町にすべきだという観点からこのようなことを確認しているのですが、担当課長とすればこういう予算の域しか出てこないのかなというふうに思いますから、再度もし委員長のお許しが得れば、関連する部分で一般質問でも議論しているんですけど最後の議論等についてもご健闘いただけないかなと思います。

**東出委員長** 課長、実際この問題は一昨年もこういうことで議論したのは事実ですね。いま、うちの議会事務局に24年度の予算審査を出してもらったけど、去年も今年も同じ225万なんだけれど、24年から25年の予算を組む間にこの辺、除雪対策の関係については、あなたたちの所で色々と議論を重ねそして、対高齢者事業団にあれしているというんだけどこの1年間かけてどういう議論をしてきたのかという部分を竹田委員はあなたに伺っています。率直に総括と言ったんだけど、総括に持っていく、持っていないは別問題として現実どうなのですか。はっきり、その辺は「どういう協議をされてきてどういうことでこういう予算を組みました」ということをきちっと言わないと、あなた1年間何もやらなかったと言われて終わりになってしまふんですよ。大事な問題だよ、これ。課長。

**中島保健福祉課長** 先ほどもお話したように、当然地域への支え合いというのが福祉の基本だと考えておりますので、除雪ボランティアの募集、社会福祉協議会のほうの広報に載せていただいて募集活動、ボランティア団体との去年の段階でございますが除雪関係の協力関係の話をしたということと、今年は建築協会のほうと建設協会のほうに除雪の事業所登録ということで、要請のお願いに行った段階で最終的に商工会さんが取り纏めという形で、各事業所にも協力要請をしていただいたということで事業者を増やす中で、今年に関しては屋根の雪降ろし等の作業をしていただいて、高齢者のかたに負担のかからないようにということでは実施をしております。

**東出委員長** 後段の老人クラブのほうは。課長。

**中島保健福祉課長** 老人クラブにつきましても先ほども申したように、地域全体でという考えかた、各地区の老人クラブそして全体ということでございますので、ふれあい農園だとか老人の運動会だとか、連合会の協力もいただきながら各老人クラブ高齢者のかたが参加していただきながら地域コミュニケーション場作りということで事業展開を実施をしております。

そして、先ほども言ったように、また地区に出てピンコロ会だとか運動を楽しむ会、運動を楽しむ会は週一度、ピンコロ会につきましては月1回ですが今後また地区を増やす中で、高齢者のかたが健康で、そして自宅に引きこもりのないようにということで、事業展開をして1日でも長く居宅生活を続けていっていただきたいと考えております。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 老人クラブのことは地域でやってくださいと。そして町では、例えばふれあい農園だとか色々やっているからそれ以上のものは地域でやってくださいという意味ですね。そうしたら去年、ふれあい農園だとか色々町が主催で行った事業に関して、例えば参加した人がたが何人だとか調書ありますか。そういうものをここに用意してくれて、全体の老人クラブに加盟している人数がこれだけだ、その中の例えば5割以上をふれあい農園だとかに参加している、だから町でやる必要がないというものを出してください。だから、追跡調査をしましたかというのはそこにあります。地域でそういうのをやってくださいと言われても、地域でやるのは大変です。同僚議員が言うように40%以上だ、あるいは各町内に行って色々精査してみると75歳以上80人だとか、高齢化率は65歳以上でしょう、75歳以上80人いる地域もあります。あと、敬老会もやらないことにした。だからそういう追跡調査をした中で、例えば釜谷は老人クラブに何人いるとか、大平なんて上が大変で解散です。そういう地域もあります。だから、そういう各地域を回ってみて、実態がどうなのかということを経査して、課長が言うようにふれない農園とかにいっぱい来てもらっていると、老人の人がたに、「だからいらないんだ」というのであれば、「ああ、そうか」と。そしたら地域で何か考えないという部分になるかもしれない。そういう調査を何もしないで何言ってるのですか。何もやってないのではないのか。

**東出委員長** 再度答弁を求められています。課長。

**中島保健福祉課長** 又地議員のご指摘のとおりだと思います。実際的人数的な部分でのご指摘は十分だと思います。ふれあい農園につきましては、延べ約175名の方が参加しております。また、運動会につきましても約120名くらいの方が参加していることになりますので、ただ議員が指摘するように5割なのかという部分に関しては、5割は到達していないという現実です。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 175だとか120だとか表面みれば結構多いと思います。仮に、5,000人の人口で高齢化率40だと2,000人です。この福祉政策は何かしてやらないとだめです。2,000人もいるんです。

そしたら、町はある意味で40%のお年寄りが一生懸命頑張っています。そういうことを考えたら、例えば保健・医療・福祉のまちづくりで福祉政策として何かあげてこないとだめだろう。その一端が課長が言うように、ふれあい農園だとかであればちょっと情けないし、地域で一生懸命各町内会も頑張っています。老人クラブのことに關しては。老人クラブ事態もあるいは町内会の中も。早い話、老々介護みたいなものなんです。そうすると、どこで元気を出すかと言ったら、ある程度経済的な部分でそして皆に頑張ってもらうスタイルよりないのではないか。福祉政策の一環として、例えば老人クラブの助成金が道から19万5,000円、老人クラブに対し9万9,000円より単費でもってないだろう、一般会計で。何か情けないな。40%の高齢者人口の中で。これは再考してほしい。私はこの部分も去年も何かやってるんだろう。それで総括に残すということにさせていただきたいと思ひます。

**東出委員長** 課長、先ほど又地委員が何もしてなんだろうと言ったら、あなたの答弁の中で「ご指摘のとおりです」と言いましたよね。課長。

**中島保健福祉課長** ご指摘というのは、利用率の部分では50%に満たっていないということでお話をただけでございます。

**東出委員長** 私は大変気がかりでした。何もやっていないであれしたのかなという誤解を招くような答弁は避けていただきたい。

新井田委員。

**新井田委員** 新井田です。今の先輩議員がおっしゃったように関連はあると思うんですけど、私なりに不確定な部分があるので大変そぐわない部分になるかもしれませんが確認をさせてください。

いま、福祉の部分でいろいろ町政執行の中でも先ほど言われたように、非常に強く謳われている部分があるんですけども、いま高齢化率40%以上なおかつ後期高齢者の実態も相当深刻な状況にあると思うんですけども、以前から実施されている福祉ベルの実態。この辺の実態と、いまの100ページに書かれているいわゆる緊急通報システム報償費、委託料という謳え文句がこれが同じものかわからない部分があるんですが、一つは福祉ベルの実態といわゆる予算の組みかたがどうされているかちょっと確認させてください。

**東出委員長** 課長。

**中島保健福祉課長** 緊急通報につきましては、いま約50件のかたが利用しております。まだ予備として5、6台がございます。あくまでも、緊急というか基本的には心疾患という部分のかたについて、申請が上がってきた段階でうちのほうで調査をする中で必要と判断した時に配置をさせていただいております。緊急通報とプラス、昨年ご指摘のあった緊急キット的な部分ということで、情報表を約300まではいってないんですけど、290何件の所に情報表を配置して何かあった場合に消防署、木古内警察署のほうで情報を利用させていただいて、対応していただくということでは事業は進行しております。

**東出委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 一般的には調査していない部分もあるんですけど、なかなか福祉ベルのよさとかあるいは「こうだ、ああだ」とか聞かない部分があるんですけど、ただ今後、いま言ったように非常に後期高齢者率が高くなることは予測できるわけですよね。その中で、いわゆる独居老人も当然ながら増えていく状況になりますよね。今のシステム事態がいいのか、要はデジタル化とかそこまで必要なるかはありますけども、そういう方向に考え

はないのかとその辺聞きたいです。

**東出委員長** 課長。

**中島保健福祉課長** 現在、当然24時間体制まではいっておりませんが、声かけ訪問員が2名体制から3名体制にしたということで高齢者の方々の安否確認、ということできめ細やかということで3人体制にしております。

ただ、デジタル化というのは当初、我々も予算的と言ったらおかしいですが金額的なものをみますと、1件数十万単位だとか当然かなりのものになってくるとものですから、あくまでも今のサービスを充実する中で、安心・安全に繋げていきたいということで現在は考えております。

**東出委員長** 先ほどの除雪サービスの関係が1点と老人クラブの補助金の関係で、委員のほうからは是非総括という意見が出ているんですけども、扱いとしては保健・医療・福祉の部分を考えていけば政策的なものも見えてきていないというふうに思うので、この部分について皆さんにお伺いしたいと思うんですけども、竹田委員この辺は除雪で随分あれしていたんですけども。総括でやりたいという意向があったみたいなんですけどその辺、確認をしたいなと思うんですが。

暫時、休憩いたします。

**休憩** 午前11時46分

**再開** 午前11時48分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

そのほか。

(「なし」という声あり)

**東出委員長** なければこれで一般会計は終わりですね。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前11時48分

**再開** 午前11時48分

休憩を解き、会議を再開いたします。

ちょっと早いですけれども午後1まで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後からもよろしくお願ひします。

**休憩** 午前11時48分

**再開** 午後 0時59分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に進んでください。

**中島保健福祉課長** 続きまして、介護保険事業特別会計の歳出よりご説明を申し上げます。

当町における65歳以上の高齢者率は、平成24年10月1日現在39.7%となっております。当町の高齢者率の推移を考慮した中で、平成24年から平成26年までの第5期介護保険事業計画を策定し、高齢者のニーズに沿った介護サービスの提供に努めているところです。本年度は当事業計画の2年目となり、初年度の事業計画の実施状況を踏まえ高齢者の取り巻く環境変化等に適切に対応し、介護サービスの低下につながることをないように努めてまいりたいと考えております。

高齢者のかたの願いは、可能な限り住みなれた地域で安心・安全に生活ができることであり、地域包括支援センターを中心に介護予防、虚弱高齢者を対象とした特定高齢者の支援を進めてまいります。今後も、適正な介護給付に努め、介護保険事業の安定運営を図ってまいりたいと考えております。

12ページのほうをお開き願います。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 2節給料から7節賃金までは、職員給料と審査会担当の人件費となっております。

24ページをお開き願います。9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費につきましては、前年度とほぼ同額となっております。13節 委託料につきましては、国保連合会マスタ使用許諾料としての1万1,000円となっており、介護保険事務システム移行に伴う関係で51万9,000円の委託料減となっております。14節 使用料及び賃借料、244万5,000円につきましては、介護保険事務処理システムの借上げ経費となっており、今年度は1年分の予算を計上しておりますので118万2,000円の増額となっております。18節 備品購入費、介護保険審査パソコンの老朽化に伴う購入費となっております。

続きまして、25ページのほうをお開き願います。2項 徴収費、1目 賦課徴収費、11節 需用費、12節 役務費につきましては、前年度と同額となっております。

続きまして、26ページから28ページをお開き願います。3項 介護認定審査会費、1目 介護認定審査会費、1節 報酬、9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費につきましては、前年度とほぼ同額となっております。14節 使用料及び賃借料につきましては、24万4,000円となっており、介護認定審査会資料作成等のコピー機借上げ料24万4,000円となっており、テレビ会議用ハード機器のリース契約終了によるシステム関係につきましては、そのまま使うということで36万9,000円の減となっております。

続きまして27ページをお開き願います。3項 介護認定審査会費、2目 認定調査費、446万7,000円につきましては、各節前年度と同額となっております。

続きまして28ページをお開き願います。4項 運営協議会費、1目 運営協議会費につきましては、前年とほぼ同額となっております。

29ページをお開き願います。資料番号212ページをご参照を願います。2款 保険給付費、1項 保険給付費、1目 介護サービス等給付費、19節 負担金補助及び交付金、5億6,480万円につきましては。

**東出委員長** ちょっと待ってください。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 1時03分

**再開** 午後 1時04分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

**中島保健福祉課長** 5億6,480万円につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき予算を計上しており、274万4,000円の増額につきましては介護保険給付費の増となっております。

続きまして30ページをお開き願います。2項 高額介護サービス費、1目 高額介護サービス費、19節 負担金補助及び交付金につきましては、前年度とほぼ同額となっております。

続きまして31ページをお開き願います。3項 その他諸費、1目 審査支払手数料、12節 役務費につきましても、前年度と同額となっております。

続きまして32ページ33ページをお開き願います。資料番号12ページのほうをご参照をお願いします。3款 地域支援事業費、1項 地域支援事業費、1目 介護予防事業費、552万9,000円につきましては、2節 給料、3節 職員手当等、4節 共済費となっており、前年度より315万2,000円の減額となっております。

続きまして、8節 報償費、11節 需用費、12節 役務費、13節 委託料、14節 使用料及び賃借料、19節 負担金補助及び交付金につきましては、前年度とほぼ同額となっております。

続きまして、34ページから35ページをお開き願います。2目 包括的支援事業・任意事業、総額1,626万6,000円につきましては、2節 給料、3節 職員手当等、4節 共済費、7節 賃金までまた、職員と非常勤職員の給料となっております。

続きまして、11節 需用費、60万円につきましては、家族介護用品の利用者が増えたことによる7万5,000円増額となっております。12節 役務費につきましては、前年度と同額となっております。13節 委託料、307万3,000円につきましては、地域支援センターシステムの改修のための委託料21万円の減額となっております。14節 使用料及び賃借料、20節 扶助費につきましては、前年と同額となっております。

36ページをお開き願います。資料番号12ページのほうをご参照願います。4款 公債費、1項 公債費、1目 利子、23節 償還金利子及び割引料につきましては、前年度と同額となっております。

続きまして37ページをお開き願います。2項 財政安定化基金償還金、1目 財政安定化基金償還金、23節 償還金利子及び割引料につきましても前年度と同額となっております。

続きまして38ページをお開き願います。資料番号12ページのほうをご参照願います。5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 第1号被保険者保険料還付金、23節 償還金利子及び割引料につきましても前年度と同額となっております。2目 償還金、23節 償還金利子及び割引料につきましても同額となっております。3目 第1号被保険者還付加算金、23節 償還金利子及び割引料につきましても前年度と同額となっております。

続きまして39ページのほうをお開き願います。7款 予備費、1項 予備費、1目 予備費、予備費につきましては552万8,000円を見込んでおります。これにつきましては第5期計画に基づき、介護給付費への財源調整として収支バランスをとるものでございます。

以上で支出を終わらせていただきます。

**東出委員長** 大丈夫ですか。

(「はい」と言う声あり)



**東出委員長** 歳入も一緒に。課長。

**中島保健福祉課長** 続きまして歳入のほうをご説明させていただきます。

7ページのほうをお開き願います。資料番号9ページとなっております。1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料、1節 現年度分保険料につきましては、第1号被保険者2,069人分を見込んでの8,915万6,000円となっております。2節 滞納繰越分保険料につきましては、34万9,000円の徴収を見込んでおります。

続きまして8ページをお開き願います。資料番号につきましては、同じく9ページとなっております。2款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 認定審査会負担金、1節 認定審査会共同設置負担金、1,766万5,000円につきましては、4町の介護認定審査会の事務局を運営する人件費、管理費関係の負担金となっております。

続きまして9ページをお開き願います。3款 使用料及手数料、1項 手数料、1目 督促手数料、1節 督促手数料につきましては、前年度と同額となっております。

続きましては10ページをお開き願います。資料番号9ページとなっております。4款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金、1節 現年度分、9,951万6,000円につきましては、介護給付費の歳出に伴う財源措置としての費用負担金となっております。

2節 過年度分、前年度と同額となっております。

続きまして11ページをお開き願います。資料番号につきましては10ページとなっております。

2項 国庫補助金、1目 調整交付金、1節 現年度分調整交付金、5,598万7,000円につきましては、介護給付費の歳出に伴う財源措置としての交付金となっております。

続きまして、3目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、1節 現年度分、458万9,000円につきましては、地域支援事業費用額の包括的支援事業・任意事業の歳出に伴う財源措置としての交付金となっております。

続きまして12ページをお開き願います。

資料番号10ページとなっております。5款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、1目 介護給付費交付金、1節 現年度分 1億6,860万円につきましては、介護給付費の歳出に伴う財源措置としての介護費給付交付金です。79万5,000円増額となっておりますが、主な要因は介護給付費増に伴う財源措置をなっております。2節 過年度分 1,000円は同額となっております。2目 地域支援事業交付金、1節 現年度分 168万4,000円につきましては、地域支援事業対象経費の介護予防事業の歳出に伴う財源措置としての交付金となっております。

続きまして13ページをお開き願います。資料番号2の10ページとなっております。6款 道支出金、1項 道負担金、1目 介護給付費負担金、1節 現年分、8,943万2,000円につきましては、介護給付費の歳出に伴う財源措置としての介護給付費負担金となっております。2節 過年度分は同額となっております。

続きまして14ページをお開き願います。2項 道補助金、1項 地域支援事業交付金（介護予防事業）、1節 現年度分、72万6,000円につきましては、地域支援事業費用額の介護予防事業の歳出に伴う財源措置としての交付金となっております。

続きまして15ページをお開き願います。資料番号10ページとなっております。6款 道

支出金、2項 財政安定化基金支出金、1目 交付金、1節 交付金につきましては、財政安定化基金として道に積立をしていたものを、平成24年度の第6期介護計画の事業運営の安定化を図る目的で交付をされましたが、今年度につきましては交付はありません。

続きまして16ページをお開き願います。資料番号2の11ページとなっております。7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 介護給付費繰入金、1節 現年分、7,267万2,000円につきましては、介護給付費の歳出に伴う財源措置としての介護給付費繰入金となっております。

続きまして、2節 過年度分につきましては、同額となっております。2目 地域支援事業交付金（介護予防事業）、1節 現年度分、72万6,000円につきましては、地域支援事業費用額の介護予防事業の歳出に伴う財源措置としての交付金となっております。

続きまして17ページのほうをお開き願います。4目 その他一般会計繰入金、1節 事務費繰入金、2,119万7,000円につきましては、介護保険事業の運営費として一般会計から繰入するものです。92万7,300円の減額となっております。主なものとして、正職員1名退職による歳出減となっております。

続きまして18ページをお開き願います。7款 繰入金、2項 介護サービス事業勘定繰入金、1目 介護サービス事業勘定繰入金、1節 介護サービス事業勘定繰入金、346万円につきましては、介護サービス事業勘定からの繰入金となっております。

19ページをお開き願います。8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金、前年度繰越金、1,500万円につきましては、前年度と同額となっております。

続きまして20ページをお開き願います。資料番号2の11ページをお開き願います。9款 諸収入、1項 延滞金加算及び過料、1目 第1号被保険者延滞金、前年度と同額となっております。2目 過料、1節 過料につきましても前年度と同額となっております。

続きまして21ページをお開き願います。2項 預金利子、1目 預金利子につきましても前年度と同額となっております。

続きまして22ページのほうをお開き願います。9款 諸収入、3項 雑入、3目 第三者納付金につきましても前年度と同額となっております。2目 返納金につきましても前年度と同額となっております。3目 雑入につきましても前年度と同額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

宜しくご審議をお願いいたします。

**東出委員長** 介護保険全般に渡っての説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

竹田委員。

**竹田委員** 歳入のほうで聞き漏らしたかもしれませんが、歳出の24ページ使用料及び賃借料で介護保険のシステムの借り上げ、1年分という説明でしたけれど、これは例えば何年間でこのシステムを借り上げするのか。それとこの部分の歳入の国の交付金と、先ほど前段で言ったように財源の手立てがどこであるのか、単費なのかどうなのかという部分を一つ説明をお願いします。

それと26ページ、14節の使用料賃借料でテレビ会議システムについては借り上げの償還というか、契約満了に伴って今後はテレビ会議システムを買い取った状態で使えるから、システムの借り上げについては予算計上がないという説明でしたけれど、これはたぶんN

TTさんとの協議もあるだろうけど、しばらくテレビ会議システムには財源は投入しなくてもここ何年間は使えるということなのかどうなのか。

それと、介護の32ページ、人件費の関係ですけど昨年も介護士さんの人件費で計上していますけれど、去年と今年の計上の金額がかなり違うんですよ。去年は400何万の計上で、今年281万。例えば新卒と経験者の違いなのかどうなのかという部分。

それから別に質問ではないんですが、35ページ去年もそうなんですけれど右側の枠がずれているんです、印刷が。去年もそのままなんです。ですからその辺はきちっと足並みというか、そろえるようにしたほうがいいのではないかというふうに感じました。

以上。

**東出委員長** 高橋主査。

**高橋主査** まず、一点目の使用料賃借料の244万5,000円のシステム借上げ料ですけども、これは今回3月の議会で減額補正させていただきましたが、事務処理システムということで、新しいシステムを導入しております。

当初、10月に導入する予定だったんですけども、業者さんのトラブル等がありまして3月に導入して3月から稼働しているという状況になってます。その25年度分は12か月分を見込んでるということで、期間につきましては長期契約ということで5年間を見込んでおります。

33ページの一つとびますが、2番目につきましては担当の高村のほうよりご説明します。

私のほうから3問目の33ページの違いにつきましては、介護予防の人件費ということでこの人件費は24年度では定年が近かった退職者の分を見込んでおりましたが、25年度では途中退職されたんですけども、25年度では医療の（三）ということで行政職と違う給料表を使ってまして、25年度では30歳の医療職ということで新年度の予算をみていますので、その違いということでご理解していただければと思います。

それから、35ページの印刷について何度も確認をしたつもりなんですけど、今指摘されてはじめてわかったような状況なものですから、大変その部分は申し訳ないと思っております。以上です。

**東出委員長** 高村主査。

**高村主査** テレビ会議システムについて、ご説明を申し上げます。

今から4年前にリース契約をいたしまして、かなり高額のもので、3年間の長期契約をいたしまして、今年度1年間再リースという形で10分の1を予算計上して支払っております。

その時にリース会社さんとお話したところ、この4年目の再契約後、契約をしないということを伝えてくれば、リース会社のほうで機械の使用について権利・債権、これについて放棄いたしますということで、盟約しております。

それで今回、約束どおり書面がきておりますので、それにより自動的に債権・債務の権利がなくなって、「当方で自由にお使いくださっても結構です」ということでした。

この機械につきましては年に20回くらい、松前、福島と結んでテレビ会議をしております。これは当分の間、高額な機械でまだまだ使えますので、当分7年、8年くらいは使っていけるものと思っております、機械の耐用年数から考えて。そのまま使っていく予定となっております。以上です。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 一点だけ。24ページのシステムの借り上げの関係、これは12月の補正の中で出てきた部分だろうと思うんですけど、総務課長がいますので5年間のリースというか借り上げだということなんですけど、債務負担だとかそういう部分がなくても単年度で予算計上していくことになるのでしょうか。財政所管等の見解がもしあればお願いしたい。

**東出委員長** 総務課長。

**大野総務課長** 平成19年の時だったと思うんですけど、はっきり覚えてないんですけど、長期継続契約に関する規定を整理しましてコンピュータ関係、それとコピー機関係、それから下水の週末処理場等の運営管理については長期継続契約ができるという規則をつくっておりますので、3年ないし5年ということで整備をしております。

このことによって、債務負担行為というのは会計上はしなくていいというそういうつくりの長期継続契約で、長期継続契約をする場合については、初年度議会のほうに長期継続契約で進めますということをそれぞれの課で説明申し上げてるかと思っておりますけれども。私のほうからはそういうことです。

**東出委員長** そのほか。竹田委員。

**竹田委員** わかりました。長期継続契約での規則にのって5か年で整備をするということなんですけど、そうすれば例えば単年で契約した場合と、長期継続契約した場合のメリットがあるから長期にしていると思うんですけど、そういう部分を何らかの資料か何かの形で提示をしてもらわないと。今年が初年度だとすれば、そういう形の中で議会としても「長期継続契約の規則にのっかってやるからいいんだ」と。5か年といたら1,200万くらいの金額になるわけですから、その辺はそういう資料というかわかるようなものが必要でないかと感じます。

**東出委員長** それは以前我々確認しているでしょう、議会で。長期継続契約に関しては。総務課長。

**大野総務課長** すみません。先ほど条例を見ないで話をしておりました。

平成19年に条例制定をしております。長期継続契約を締結することができる契約を定める条例ということで。

長期継続契約に取り込む考え方の一つに経費の軽減効率化がございます。同一業者が5か年、バスの運行などそうなのですが雇用が継続されることによって、相手先の雇用を保障できる。雇われている方については5か年が継続できる。会社にとっては5か年の安定した運営になりますので、そこには経费率等も入れてそして、5年分を一括契約をする形になっています。

単年度単年度についてはその中に1年目はいくら、2年目はいくらと。こういうような契約になっておりますので、資料をほしいということであれば契約書を出しますけれども。

**東出委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 1時30分

**再開** 午後 1時32分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

そのほか。平野委員。

**平野委員** システム借り上げ料に比べますと大変小さな予算の話なんですけれども、一点だけお知らせください。

今年度も備品購入でパソコンを購入されております。介護保健師さん用パソコンという名目になっておりますが、昨年度も認定審査会用パソコン。名目は違うんですけども、2年続けてパソコンを購入されていると。これはその担当課でこれを使うということでのこの名目なのか、それともこの専門的なパソコンだという意味合いなのか。古くなって買い換えるというだけなのか。その辺お知らせください。

**東出委員長** 高橋主査

**高橋主査** 昨年購入したパソコンにつきましては、四町のほうで使用しているパソコンで今年度25年度で予算計上させていただいたパソコンにつきましては、直接電話回線を使って国保連合会とデータをやりとりしています。そのデータというのは、例えば木古内町で亡くなった方がいた、例えば65歳になった方がいた、そういう異動情報を電話回線を使ってデータを直接国保連合会とつないでやりとりをしているパソコンが。あと、特別徴収ということで年金から天引きしたりするんです。そういうのも合わせてデータのやりとりを国保連合会と直接つないでやっています。

国保連合会のほうではいまのOSを新しくするというので木古内町もそれに合った形のウィンドウズ7にしないとやりとりができないということが発生しまして、そのために今回25年度で購入をさせていただくというパソコンになります。

以上です。

**東出委員長** そのほか。

(「なし」と言う声あり)

**東出委員長** なければ介護保険はこれで終わりですね。

今度は、介護サービスに移りたいと思いますので。

説明よろしいですか。課長。

**中島保健福祉課長** 続きまして、介護サービス事業特別会計をご説明を申し上げます。

介護サービス事業では、介護サービスを利用する高齢者や家族のニーズに沿った居宅介護サービスや介護予防サービスのケアプランを作成し、地域で安心・安全な日常生活をすることにつなげております。

また、介護保険事業の安定を図るうえで、ケアプラン作成の適正化に努めてまいりたいと思います。

11ページのほうをお開き願います。一般管理費 459万5,000円につきましては、13節 委託料につきましては、委託料10件数を増やしたことによる49万5,000円の増となっております。また、28節 操出金につきましては、最終的に委託料増に伴う関係で操出金が減っている状況となっております。

続きまして、歳入のほうに入りたいと思います。7ページのほうをお開き願います。

1款 サービス収入、1項 介護給付費収入、1目 居宅介護サービス計画費収入、1節 居宅介護サービス計画費収入につきましては、前年度と同額の138万円となっております。

続きまして、8ページのほうをお開き願います。2項 介護予防給付費収入、1目 介護

予防サービス計画費収入、1節 介護予防サービス計画費収入、321万3,000千円につきましては、計画件数5の増を見込んで、24万7,000円の増額となっております。

続きまして、9ページのほうをお開き願います。2款 諸収入、1項 雑入、1目 雑入、1節 雑入につきましては前年度と同額となっております。

10ページのほうをお開き願います。9款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金につきましても、前年度と同額となっております。

以上で、平成25年度介護サービス事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

**東出委員長** 説明が終わりました。

これより質疑を受けたいと思います。

総務課長。

**大野総務課長** 午前中の委員会で私、誤った答弁をしましたので訂正をさせていただきたいんですけどもよろしいでしょうか。

地域主権一括法の関係で今回、市町村に条例制定を求めたあとに、政省令は廃止するというような話をしたかと思いますが、これは政省令については残ります。なぜかと言いますと、市町村に条例を制定するのはこれは一括法で決めているのですが、逆に市町村が何を参考に条例をつくるかという、政省令がなければつukれないわけです。今回つくったことによって廃止するかという、なおその後も残すというのが国の考え方ということでした。申し訳ございません。

**東出委員長** わかりました。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 1時38分**

**再開 午後 1時42分**

## (2) まちづくり新幹線課

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

課長、先ほど来なんですけれども、一つ委員さんからも出ましたけれども福祉政策についてということで、除雪サービスの関係それから老人クラブの補助金の関係については、町長総括に残すということでございますのでその辺お含みおきをしていただきたいということを申し添えて、高齢福祉課の審査を終わりたいと思います。

どうもご苦労さまでした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 1時42分**

**再開 午後 1時53分**

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

どうもご苦労さまです。

説明に入らせていただきます。

課長のほうから説明を求めます。

新井田課長。

**新井田まちづく新幹線課長** お疲れさまでございます。

まちづくり新幹線課の25年度の事業につきまして、概略をご説明申し上げます。

総務費の関係でございますが、企画振興費では今年度は第6次の木古内町振興計画を策定されますので、その印刷製本費として101万1,000円ほど計上しております。同じく6目 新幹線推進費では新幹線工事費負担金、1億4,720万計上しております。同じく7目 広域観光関連では今年度、実施計を実施する観光交流センターの関係で事業推進員（センター長）でございますが、これの配置の費用として320万ほど。現在もおります、はやぶさの2名の賃金も計上しております。

広域観光の「アクションプラン」、24年度で作成しましてけれど、これの具現化のため新幹線古内駅活用推進協議会、9町で構成されておりますけれど、これに対して補助金を1,416万ほど計上をしてございます。

次に、8款の土木費の関係で、都市計画総務費では下水道事業特別会計に対する操出金、これが7,067万ほど計上しております。2目の街路新設改良費では、都市計画道路の環状線通、これの用地測量、支障物件調査で1,500万ほど計上しております。3目 都市計画整備費では、駅前広場及び駅前通のシェルターと街路灯の設計業務委託料として150万ほど計上しております。同じく、都市計画整備費でJRの木古内駅東側駐車場整備事業本工事費として8,000万ほど計上しております。

25年度の主な事業は以上でございますが、過日の本会議でご説明申し上げましたけども、当初25年度で実施する予定の事業のうち、国の大型補正予算で24年度で補正前倒しということで3月に補正いたしました。これが、総額で2億650万ほどございます。これは24年度の補正でございますが、実質25年度に事業を実施するというスケジュールになってございます。

それでは、詳細につきまして歳出からご説明申し上げます。

歳出の84ページをお願いいたします。2款 総務費、1項 総務管理費、5目 企画振興費でございます。1節から19節まででございます。1節の報酬につきましては、まちづくり委員会の委員報酬として15万円を計上しております。8節 報酬につきましては、町政広報の配布報償とまちづくり委員会の講師謝金として、合わせて71万2,000円でございます。

旅費につきましては39万1,000円、まちづくり委員会の委員さんの費用弁償と職員の普通旅費でございます。11節 需用費につきましては、第6次振興計画書の印刷と町政広報の印刷、合わせて281万円の計上でございます。19節 負担金補助及び交付金につきましては、各種団体等の負担金及び補助金となっております。25節 積立金につきましては、ふるさと振興基金の利子に対する積立1,000円を計上しております。

同じく85ページ、6目 新幹線推進費でございます。9節、11節、19節の3節でございますが、旅費につきましては職員普通旅費、需用費につきましては新幹線開業に向けての啓発用グッズとPR用消耗品ということで、197万計上しております。19節 負担金補助及び交付金につきましては、新幹線の工事負担金として1億4,720万計上しております。これは、今年度の木古内地区における新幹線の工事費44億1,600万の30分の1ということで、

定められた率の負担金の計上でございます。

次に、予算書86ページでございます。7目の広域観光推進費、4節から19節まででございます。4節の共済費につきましては、地域おこし協力隊、それと観光交流センターの事業推進1名の社会保険料と雇用保険料というふうになっています。7節 賃金も同じく3名分の賃金でございます。広域観光スタッフ2名につきましては、月額16万6,900円の12か月分、観光交流センター事業推進員につきましては、月額26万6,800円の12か月分を計上してございます。8節 報償費につきましては、木古内町の観光大使、現伊藤忠商事の北海道支社長、現在東京勤務でございますが、これの東京から木古内間の2回分の旅費をみてございます。9節 旅費につきましては、職員及び観光交流センター関連のスタッフの旅費でございます。11節 需用費 35万円につきましても、観光交流センターのスタッフの活動消耗品ということでございます。12節 役務費の50万につきましては、観光交流センター事業推進員、いわゆる駅長さんということでこれから募集をするわけですけれども、そのための広告料でございます。13節 委託料につきましては、現在いる観光交流スタッフのコーディネート委託料として150万を計上してございます。14節 使用料及び賃借料につきましては、フェリー使用料及び広域観光スタッフの車の借り上げ、あるいは通信機器の借り上げ料として合わせて、69万5,000円を計上しております。18節 備品購入費の45万につきましては、観光交流センターの事業推進員と域観光スタッフのパソコン、3人分3台の購入費でございます。19節 負担金補助及び交付金 1,416万8,000円を計上してございます。これにつきましては、予算説明資料資料番号2、63ページをご参照願います。ここに細かい事業の内訳を掲載しておりますので、ご参照願いたいと思います。新幹線木古内駅活用推進協議会、9町で構成している協議会でございますが、これに対する補助金として1,416万8,000円併せて計上をしているところでございます。

次に、96ページをお開きください。同じく総務費で、5項の統計調査費、1目 統計調査費でございます。統計につきましては、国から定められた25年度の統計に要する関係費用を計上しているところでございます。ほぼ全額が国からの補助金がかかる予定となっております。

次、土木費に入りまして143ページをお開きください。8款 土木費、3項 都市計画費、1目 都市計画総務費、節で4項目でございます。これは、報酬は都市計画審議委員会の委員報酬として5名分の4回分を計上してございます。旅費につきましては、委員さんの費用弁償と職員の普通旅費でございます。需用費につきましては法規追録費、28の繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰出金7,067万2,000円でございます。

次に、同じく143ページの2目の街路新設改良費でございます。これにつきましても、予算資料番号2の61ページから62ページを併せてご参照願いたいと思います。9節 旅費の40万につきましては、職員の普通旅費でございます。13節の委託料、1,500万円につきましては、都市計画道路環状線通の用地測量 L=180m 500万円、支障物件と調査委託料 9件で1,000万円の計上でございます。

次に、同じく144ページ、3目 都市計画整備費でございます。節として4つございます。

9節 旅費は職員の普通旅費、需用費は一般消耗品費、13節の委託料につきましては、先ほど同じように予算説明資料資料番号2の61ページ、62ページでございますが委託料として150万円の計上でございます。これにつきましては、駅前広場に設置するシェルター、



町の施工分 L=70mの委託料でございます。設計の委託料でございます。街路灯これにつきましては、駅前通に約10基の計画でございます。これの実施計の業務委託料となっております。15節の工事請負費、8,000万円の計上でございますが、J R木古内駅東側駐車場の工事費でございます。面積は6,097㎡となっております。

歳出の説明は以上でございます。

引き続き、歳入をご説明を申し上げます。42ページをお開きください。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料、1節で総務手数料がございます。この中の下から2つ目でございますが都市計画図等交付手数料このうちの120件とありますが、このうちの約20件、1万円が都市計画の関係の歳入でございます。

47ページをお開きください。13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金、1節で都市計画交付金、6,235万の計上でございます。これは、今年度の事業の関係の交付金で、駐車場整備と街路事業につきましてはそれぞれ補助率65%、都市計画整備事業につきましては補助率40%で歳入を計上してございます。併せて6,235万円でございます。

次に、予算書51ページをお開きください。14款 道支出金、2項 道補助金、1目 総務費補助金、1節 電源立地地域対策交付金、252万9,000円の計上でございます。これにつきましては、電源立地の地域に対する国からの交付金となっております。2節 地域づくり総合交付金、490万円の計上でございますが、内訳といたしまして新幹線開業プロモーション事業、190万でございます。歳出でご説明申し上げました、新幹線推進費の開業啓発用グッズこれに対して10分の10を見込んでございます。残りにつきましては、観光土産品支援事業、駅前商店街景観統一事業、はこだて和牛ブランド化推進事業ということで歳出につきましては産業経済課で計上している事業でございます。補助率は同じく10/10となっております。

次に、予算書54ページをお開きください。3項 道委託金、1目 総務費委託金で、1節 総務費委託金の1番下段です。土地利用規制等対策事業委託金、5万円の計上です。

3節 統計調査費委託金、76万円これにつきましては今年度実施する予定の統計事業の全ての委託金でございます。

次に、予算書56ページをお開きください。5目 土木費委託金、2節 都市計画事務委託金、1万円の計上でございます。これは、屋外違反広告物簡易除却手数料として道から交付されるものでございます。

次に、予算書70ページでございます。19款 雑入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入のうち3つございますが、上から3つ目と4つ目、広報送付手数料、3万3,000円と、広報有料広告掲載料24万でございます。下から4つ目の雇用保険繰替金のうち、3万6,000円がまちづくり新幹線課の歳入となっております。

歳入の説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

**東出委員長** まちづくり新幹線課の歳出・歳入の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

竹田委員。

**竹田委員** 質疑する前に、昨年の予算委員会の審査所見の中で広域観光に関わる部分。パッケージ事業の取り組みをするということでまちづくり新幹線課の審議なのですが、昨年は確か産業経済界課そしてスタッフに入っている建設水道も一緒に同席をして、事務の横

断的な部分で連携をするんだという部分で検査所見まで出しているわけなのですけど。

今回、まちづくり新幹線課のスタッフしか予算審議に参加していないというのは、事業化の取り組みは去年だけで今年では取り組まないということなのか冒頭に確認したいと。

**東出委員長** 室長。

**中尾新幹線振興室長** お答えをします。

昨年度当初予算におきましては、新幹線関連の複数課にまたがるハード・ソフト事業を一つにまとめまして、パッケージ事業と総称してご説明をしたわけですが、それまで個別単位でご説明をしていた事業を一つにまとめてお示めしすることで、非常にわかりづらいとご指摘をいただいたというように聞いてございます。

したがいまして、今年は昨年のやり方を改めまして、個別の事業単位でご説明することが最も的確な形でご理解いただけるのではないかという判断の元、そのような出し方を今年度差し控えさせていただいたという次第でございます。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** それであれば、去年パッケージ事業のあり方についても、予算委員会の中では色々議論されて資料まで出していただいていたというふうに記憶しています。その部分については、今年度はそれをなくして元に戻ってそれぞれ原課ごとでの予算審議をするということになったとすれば、去年も時間をかけて議論した部分。町長のほうからでも冒頭去年こういう部分の取り組みしようというようなことで、課を横断的に取り組んで一体となって効率化を図ろうとした部分については色んな、例えば事務の進めるまずさとかパッケージの取り組みがうまくいかないから元に戻したら戻したという部分を冒頭に言ってもらわないと。我々としてこの部分が生きているというふうに、組織の見直し案ということで資料も出されています。これは、新幹線推進室を新設するために描いた部分なのかなというふうに。計画と実行とその部分が一環していないように見えるものですから。それがだめだということではなくて、去年せっかくこうしてやろうということで大きな効果をあげようということで木古内町を売ろうということで、皆で取り組むと言ったことが何だったんだろうなという部分については非常に残念に思います。この部分、委員長に整理というか。

**東出委員長** 去年、冒頭に予算委員会入るその審査だったと思うんだけど、冒頭に私自身が産業課にも関係あるのではないか？。例えば、はこだて和牛の関係。建設水道課にも工事関係については関係あるので、「何で3課一緒に上がってこないのですか」ということを問いただしたら、総務課長が言おうとしたんだけど私が先に手を上げたから後で説明をしたんです。その時に、いま竹田委員が指摘するように3課にまたがるものだからという説明だったんです。「それじゃ、わかった」と。それはそのまま24年、25年、早い話が新幹線開業までには3課にわたって私は事業をどんどん進めていくものだと私もそういう感覚でおりました。が、しかし、いまの説明を聞けばその辺がいくつかの部分があるような室長の話だったのだけれど、であればあるように去年の言ったことが生きていないわけ、そうでしょう。私が答弁したのは、横断しているので3課連携をとってこの事業を進めていくというのがあなたたちの趣旨だったんです。ところが、今年度になったらその課その課のような表現なんだけれど、去年の経過を含めた中できちんと答弁してください。

課長。

**新井田まちづく新幹線課長** 竹田委員と東出委員長のほうからございましたけれど、去年は一括でご説明申し上げましたけれども、その体制は現在も特に変えておりません。あくまでも、横断的にまち課と建設水道課とハード事業については連携をとってやっております。

それから、ソフト事業のはこだて和牛、駅前の景観統一先ほどご説明申し上げました地域づくり総合交付金の関係ですね。この事業につきましてもまち課と新幹線振興室と産業経済課で連携してやってございます。発令についても兼務の発令をしていただいております。

ただ、パッケージ事業という名称は、昨年たまたま説明しやすいように便宜上そういうふうにつけさせてもらいました。あくまでも、予算はそれぞれの課に貼り付けてやっておりますので、体制は何も変わっていませんけれども去年そういうふうの説明した時に、逆に解りづらいなというふうな声もございましたので、今年度につきましては私どもの課のほうで一括ご説明をして、先ほども申し上げましたように歳入についてはまち課で歳入しますけども、それぞれの歳出のほうはそれぞれの担当課で計上しているというふうな状況でございますので、やり方・システムそのものは何も変わってございません。以上でございます。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** パッケージ事業の取り組みは変わってないとするれば、せめてこの予算審議の中では産経のスタッフも建設の全員とは言えないけれど、誰かが議論の経過を含めて聞いておくという姿勢が大事だと。言葉では昨年議論したパッケージ事業も何も変わっていない、けど予算の審議についてはそれぞれ原課ごとにやろうと言葉では言ったものの、現状がそういう実態でないというふうに見えます、我々からすれば。その辺について十分心して、これ以上パッケージの部分では私のほうからは言いませんけれど、なんとなく思いつきのような発想にしか見えないような気がします。

課長から説明しなかった135ページの観光推進費600万計上してありますが、これはまちづくり新幹線課の担当ではないという解釈になるんですけど、我々からみれば広域観光も観光も連携するものだ。広域観光は確かに広域の取り組みだし。ここで、135ページで言っている観光の推進については去年まで予算として照らし併せたら出てきていない。新規の部分ということは逆を返せば、木古内町の観光の推進をここでしようということ予算づけしたのかという。それは、例えば産経だとすれば産経で議論しなければならないんですけど。冒頭に言った部分の広域観光だけ、我が町の観光は別なところで好きにやればよいよという部分ではないような気がするんですが。その辺は連携をしてどこでやるのが一番いいんだろうという内部検討を十分した上で、観光の科目でわかる振り分けをすることがたぶんしづらいのかなという思いもするのですが。予算の金は結構あるんです。総務の適切管理の中でもいまは仕組み的に変わりましたが、総務で所管している同じ目の予算の中で総務課で抱えている予算、建設課のほうで持っている予算だとか。中にはそういう予算計上している部分があるわけだから、果たして科目を新設して別立てするのははっきりしていいんですけど、その辺の横断的な部分というのは同じ観光という名の下で進めるものにしても、それぞれでやればいいのかというのは果たしてどうなんだろうという率直な思いです。それが一番ベター、今年事業する中でその推移をみながら我々としても

果たしてそれでよかったのかという部分になれば一番いいんですけど、どこかで業務のまずさ等が出なければいいなというそういう思いでいるものですから、もし見解があれば。

**東出委員長** 課長。

**新井田まちづく新幹線課長** いま竹田委員がおっしゃられましたように、観光が予算科目が2つあるということで解りづらいといご意見で。確かに解りづらい側面もあるかと思えますけれど。これは、事務の流れの中で新幹線振興室ができる時点で9町の広域観光にまたがるものはまち課の振興室です。町内の木古内町に限定された観光については産業経済課ということで、事務文書もそういうふうに区分けして委員の皆様にも去年そういう説明をされたかというふうに私は理解をしております。その中で、今回3年後の開業に向けて町内観光にこれまで以上に力を入れていこうということで、今回新たに総務費の商工費の中に観光推進費を設けさせていただきました。それぞれの課の横断的な連携につきましては、これまでどおりに去年パッケージ事業で説明したんですけども、そういう形の中で横断的にそれぞれのセクションが協力しながら、情報共有をしながらしっかりとやっていくというこういう考え方でございます。

**東出委員長** 今後、例えば「産業経済課でこの部分はどうなっています？」と聞かれても産業経済課は経済課で答弁できるということですね。

佐藤委員。

**佐藤委員** 一点だけ質問させていただきますけれども、総務費の中の85ページ新幹線推進費の中なんですけれど、今年度は1億4,700万の木古内町の負担だと。これに関して、推進費のどんな推進事業の内容なのか説明資料にないのですが、そのうちの町負担が1億4,700万だということはわかるんですけどその中身。どういうことを推進して町の負担が1億いくらになるのかと。説明資料のどこかに載っているんですか。

**東出委員長** 室長。

**中尾新幹線振興室長** ご質問にお答えをします。

ただいまご指摘がございました新幹線木古内町負担金1億7,200万でございますが、北海道新幹線新青森新函館間に係る総事業費のうち、木古内町の都市計画化にかかる195億円の事業費のうちの概ね30分の1が私ども木古内町の負担という形になってございまして。そこにかかる分を毎年、道を通じまして請求がくるということでございます。

内訳としましては、多岐にわたっておりますけれども町内の用地を取得をしたり、あるいは駅舎をつくったり、それから様々な軌道工事をやったりといった細々とした内容、建設全般の工事費にかかる負担金をそういった考え方の下、お支払いをしているということでございます。

**東出委員長** そのほか。竹田委員。

**竹田委員** 何点か聞きもらした部分もあろうとも思いますけど、まず飛びますけれども、87ページの役務費広告掲載費の50万計上してありますけど、駅長を任命するという捉えかたをしたんですけど、そういう何の事業で取り組むのかどうなのかという部分がまず1つ。

86ページの広域観光の旅費の内訳、観光交流センター事業推進員と広域観光スタッフというふうに分けた部分というのは、去年は広域観光スタッフで計上しているんですけど、交流センター事業の推進等は細かく分けたのはどうなのかという部分。

それともう一点は、新幹線推進室の85ページの需用費で、開業啓発用グッズと172万計

上してますけれど、去年も新幹線開業に向けた登り等を作るために250万計上してますけれど、需用費で170万という、確かに啓発用のグッズ開発だとわかるんですけど、その辺の内訳の積算した積み上げの資料等あれば、わざわざこういう中身どうなんだろうと確認しなくてもいいわけですから、その辺の資料を要求したいと思います。

以上、答弁願います。

**東出委員長** 資料要求がありましたので、85ページの関係。

資料で提出願います。

そのほか、2点。中尾室長。

**中尾新幹線振興室長** ご質問でございますが、広域観光推進費の広告掲載料の質問でございます。2つ目の質問と重なる所がございますが、いわゆる観光交流センター事業推進員の募集するための広告掲載料でございます。

2つ目のご質問でございます。観光交流センターの事業推進員とは何かということでございますが、観光交流センターにつきましては今年度、私ども役場職員が中心となって様々な運営機能で検討を行ってきたわけでございますが、来年度以降はそれを基本といたしまして実際にセンターの中でどのような店をつくっていくのか。そこにどのような商品を並べてどのような販売戦略をとっていくのかという各論の詰めを行っていかねばなりません。これはまさに商業施設をつくるという話でございますので、私どもというよりは流通小売といった事業に造詣の深いかたを町外からお招きをしまして、その任にあたっていただくということを考えているわけでございます。これを観光交流センター事業推進員という形で、賃金・旅費・活動費も含めて計上させていただいているということでございます。広告掲載料は、この推進員を全国公募するための雑誌等の掲載料にかかる経費ということでございます。

いわゆる道の駅の駅長と、道の駅も兼ねてございますので、実質的な運営責任者はやっていたということでも駅長というふうに通称で表現させていただいた次第でございます。

**東出委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 2時34分

**再開** 午後 2時34分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

竹田委員。

**竹田委員** 去年からみて、企画振興費から都市計に至る広範囲にわたる予算、24年度からみれば予算が増えているし、そのほか繰越明許で2億何千万が事業が繰り越されているという部分からすれば、かなり大きな事業費になっているというふうに思います。

それと比べて、きょう午前中予算の審査しました、例えば福祉関係の予算については全く予算が前年同様、言い方は悪いけれどコピー予算的な計上しかになっていないという部分。

確かに一般質問等の中でも町長はいま、福祉都市木古内だけ抱えている木古内の最重点は新幹線。「町長、新幹線は早いですよ」。通過だけで終わることがないように大きな期待を我々もしてはいますが、十分新幹線も大事だけど福祉も大事という気持ちにいま一度立ち返っていただきたいということを申し添えておきます。のちほど総括の中でもさ

せていただきたい。

**東出委員長** そのほか。

(「なし」と言う声あり)

**東出委員長** なければ、まちづくり新幹線課の審査はこれで終わります。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 2時36分

**再開** 午後 2時38分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

まちづくり新幹線課の皆さんどうもご苦労さまでした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 2時38分

**再開** 午後 2時47分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

町民税務課の皆さんどうもご苦労さまでございます。

さっそく審査に入りたいと思いますので、課長のほうから説明願いたいと思いますので。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 2時48分

**再開** 午後 2時49分

### (3) 町民税務課

議案第29号 手数料条例の一部を改正する条例制定について

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

町民税務課においては条例改正がございますので、議案第29号 手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。担当課長より説明願います。

**大瀬町民税務課長** 議案第29号 手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

1枚めくっていただきまして、一般廃棄物処理手数料、ごみ手数料、指定袋、燃やせるごみ20リットル1枚、42円を21円に、同じく45リットル1枚、94円を47円に、燃えないごみ30リットル1枚、63円を31円に改めるということで。

これにつきましては、資料2の48ページをご参照をいただきたいと思います。

以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

**東出委員長** 資料番号1の26ページじゃないですか。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 2時51分

**再開** 午後 2時51分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。課長。

**大瀬町民税務課長** 条例29条ご承認いただきましたので、町民税務課の予算委員会について説明の順を述べさせていただきます。

**東出委員長** 議案第29号について質疑を受けたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 2時54分

**再開** 午後 2時54分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

福嶋副委員長。

**福嶋副委員長** 条例改正して半分にしたと、そのはねかえりで金額いくらになりますか。

**東出委員長** 課長。

**大瀬町民税務課長** 資料2の48ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうは、上段の真ん中の欄を見ていただきたいと思いますが、平成24年度の当初予算の部分ですけれども、1,176万。左側の青い表題の部分ですけれども、平成25当初予算積算の中では699万7,000円ということで、比較増減については右側のほうに471万9,000円くらいですが、減額になるのではないだろうかと予測を立てております。以上です。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** 町民の意見を吸い上げていただきまして値下げしていただくことに感謝申し上げます。

25年度の予算はわかりました。現在の各店舗で抱えている在庫の処理については何かあるのでしょうか。この価格で買って在庫抱えている店舗さんへの。

**東出委員長** 課長。

**大瀬町民税務課長** それは3月31日まで現在庫でお持ちのごみの袋については、までの売り上げということで4月1日からは値段が安くなりますのでその部分で取り扱っていただくということになります。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** 補足あるそうなので。

**東出委員長** 渋谷主幹。

**渋谷主幹** いま課長から言われましたけれども、精算行為は行わないということで、あくまでも3月に買ったものは3月に、4月以降に買ったものは4月以降ということですよ。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** 僕はたまたま議会にいて、値下げなるだろうということで理解はしていたんですけども、よそのお店屋さん「下がるよ」という周知がいつなされたのか。あるいはこれからしようとしているのか。でなければ、現在の在庫を大きく抱えている店屋さんにとっては、この半額の値段で売るということは大幅な赤字在庫を抱えて負担がかなり大きくなると思うんですけども。この辺についての措置検討はできないのでしょうか。

**東出委員長** 渋谷主幹。

**渋谷主幹** 正式には今週の金曜日に各お店に連絡するというで準備しておりましたけども、内々大手の在庫を抱える可能性があるところについては、議会が終了その旨、値下げをするという予定があるということは周知しております。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 24年は積算単価42円で、25年度は21円だと。この積算単価というのは何の積算単価ですか。

**東出委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** ごみの手数料が42円から21円になるということです。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** そんなことですか。私はこういう値下げというのはただ単に半額にするだけの話ですね。私は値下げするなら例えば切りのいいように20円とか、47円のところは50円とか、切りのいい時のあれすればいい。こんなのただ半分にしよう、半分にするから21円だ、94円の半分だから47円だ。そんなのではなく買うほうも買いやすいように、例えば20円にするし、50円だし30円だというほうのほうがいいのではないかと。21円にしたという根拠は何ですか。ただ単に半額です。

**東出委員長** 課長。

**大瀬町民税務課長** 財政健全化をして改定する前に戻すということで、この単価が従来の単価ということです。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 例えば、歳入が471万9,000円減りますと。それは町民がひとえに仮に5,000人とすれば、一人当たり800円。従来は今までは2,000円です、一人当たり。2,000円の計算できていたから。ただ単純にそんな計算で健全化だから471万9,000円、例えば歳入が減ったと、だけど町民向けにはというような、これくらいのお金でというような気がします、私は。それよりも、町長の政策上そういうふうにしようということから、それはそれでいいとしても、例えば20円にするとか元に戻すということから抜け出せば、20円で50円で30円だよというようなほうがかえってよかった気がします。その辺の検討はただ元に戻すというだけの検討で終わりだったんですか。

**東出委員長** 課長。

**大瀬町民税務課長** そのとおりでございます。

**東出委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 先ほど同僚議員から出ましたけども、・・聴取不能・・が行われなかったことなんですけれども。これというのはやはり問題ではないですか。期間がいま、この議会が終わったあとに報告して納得していただけることなんでしょうけども、では受けなかった



らどうするのですか。あなたがたの勝手に議会がこれでおすという部分もありますけど、それは少し立場を考えてあげるべき部分も多々あるのではないですか。いま言ったように在庫をたくさん抱えているところは3月いっぱいではき出せるかと言ったらはき出せないケースもあるわけでしょう。想定していなければ「戻ったらごめんね」ということにはならないですよ。その辺を買い取りに来た時かこちらも理解しない部分もあるけれども、その辺の答弁もお願いします。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 今の関連ですけど、同僚議員から出された問題で行政側が精算をしないと。ただ店舗が在庫を抱えているところが不利益があるような仕組みではないのではないのかなという気がするのですが。仕入れを多くしたところがその分の儲けがあるのならいいけれど、不利になるというのは仕組み的にはおかしい。やっぱり、そうであればきちっと3月末で精算をして新たに新年度からの仕入れどうこうの仕組みでなければ、全く袋を販売している店舗が不利益になるようなことだけは避けていただきたいとこのように思います。

再度このことについて確認をしたい。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** 先ほどの同僚議員からも力強いご意見ありましたが、大手の在庫多いところには知らせて小規模な店には知らせないというニュアンス受けたんですけども、それぞれの商売の規模がありまして、大手の抱える在庫が数十万円、小規模な店であれば数万円程度かもしれませんけれども、その店にとってのその在庫、その数万円の痛手というのはとてつもなく大きいものだと思います。3月のこの時期に4月から値下がりになると聞いた時点で、当然店側も在庫処分整理できるわけがないですよ。町民のかたは当然4月1日まで待ちます。普段よりも売れなくなる状況で在庫が多くなる状況になると思いますので、もう一度このまま業者のかたに伝えても納得を得られないと思いますので、納得していただくような検討をしていただきたいと再度要望いたします。

**東出委員長** 答弁調整いい。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** ごみの袋の値下げについては、議会のほうで議決いただかなければ広報できないということで、各商店のほうにはそういう雰囲気はあるというだけのもので、正式に連絡は差し上げておりません。ただいまご指摘になりました部分につきましては、3月の29日現在で精算させていただきまして、再度切り替えするというのでこちらのほうで検討させていただきたいと思います。ただ、袋のほうは例えば3枚あるものが6枚になるような形になるとは思いますけども、ちょうど2分の1になりますのでそちらのほうは担当のほうともう一度取り扱い店と話をして精算させていただくような形で進めたいと思います。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** この委員会で少しはっきりしたことを委員会として結論づけるべきです。例えば、3月29日なら29日に在庫品を全部町で買い取るとかという形をさせないとだめです。そして、4月1日からの部分に関しては新たにというような方法をとらせないとだめです。

**東出委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後3時06分**

**再開 午後3時16分**

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

いま、いろいろと議論ありましたけれども、最終的に町民税務課での対応について課長のほうからご説明いただきたいと思います。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** ごみの袋の取り扱いにつきましては、3月31日をもちまして手数料が改定になりますので、この時点で更新をするという形で区分をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

**東出委員長** よろしいですか。

そのほか。

(「なし」と言う声あり)

**東出委員長** なければ、議案第29号についてはこれをもちまして審議を終了させていただきます。

それでは一般会計に入っていただきます。

課長。

**大瀬町民税務課長** それではいま条例改正したんですけれど、きょう町民税務課なんです、国保・戸籍・福祉・住民・税務という形でなっております。

最初に、国保の担当のほうから予算の説明をさせていただきます。そのあと、戸籍・福祉・住民・税務というような順でございます。

そのようなことでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、平成25年度一般会計のほうから説明させていただきます。

国民健康保険担当の予算の説明ですが、歳出から説明させていただきます。

99ページをお開きいただきたいと思います。3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、28節 繰出金、これは国民健康保険特別会計への繰出金となっております。

続きまして105ページ、3款 民生費、1項 社会福祉費、6目 心身障害者ひとり親家庭等医療費ですけれども、11節・12節・13節、この部分については前年度と変わりございません。13節 委託料につきましては、昨年より37万ほど少なくなっております。これは、福祉医療のシステム改修委託費が減額になったためでございます。20節の扶助費ですが、2,368万円、これは重度心身障害者医療費が2,120万円、ひとり親家庭等医療費が248万円ということでございまして、重度心身障害者につきましては238万円ほど増額となっております。逆に、ひとり親については43万円ほど少なくなっております。

続きまして7目でございます。乳幼児医療費ですが、105から106ページです。11節 需用費については昨年度とだいたい同額でございます。

12節の役務費ですが、96万9,000円で6万3,000円ほど増額となっております。これは請求事務手数料の増ということでございます。13節 委託料、8万8,000円は福祉医療管理

システムの保守料でございます。20節 扶助費、950万円、中学校修了時までの、通院と入院の医療費です。前年と比較しまして44万円ほど多くなっております。

続きまして、109ページをお開きください。3款 民生費、1項 社会福祉費、11目 後期高齢者医療費、28節の繰出金でございます。1億3,132万3,000円これが後期高齢者医療特別会計への繰出金となっております。12目 老人医療費、平成23年度で老人保健特別会計が廃止になっておりますけれども、これのもれがあった場合の対応ということで1,000円の計上をしております。20節 扶助費、1,000円ということでございます。

歳出は以上でございます。

**東出委員長** 歳入。課長。

**大瀬町民税務課長** 歳入の説明をさせていただきます。

44ページをお開きいただきたいと思っております。13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金、278万6,000円、保険基盤安定制度医療費支援分、557万1,000円の2分の1の算出となっております。

続きまして、49ページをお開きください。14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金、保険基盤安定制度軽減保険料負担金、2,569万5,000円の4分の3で1,927万1,000円です。保険基盤安定制度医療費支援分負担金は、557万1,000円の4分の3で139万3,000円となっております。合わせて2,066万4,000円でございます。

続きまして、50ページをお開き願います。4節 後期高齢者医療負担金、保険基盤安定制度軽減保険料負担金、2,474万5,000円の4分の3ということで1,855万9,000円です。昨年とほぼ同額でございます。

次に、51ページをお開きください。14款 道支出金、1項 道補助金、2目 民生費補助金、3節 重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費補助金、医療費補助金としまして、1,280万円の2分の1で640万円。ひとり親家庭等は222万円の2分の1 111万円合わせまして751万円でございます。

次に、52ページをお開きください。4節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療事務費補助金としまして、116万7,000円の2分の1で58万3,000円でございます。

5節 乳幼児医療費補助金、医療費補助金として医療費合計、368万円の2分の1で184万円、6節 乳幼児医療事務費補助金、事務費が8万円の2分の1で4万円となっております。

続きまして、69ページをお開きください。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、3節 老人医療費返納金、過年度分の返納金として1万円みでございます。

4節 雑入でございます。1,302万7,000円の中の70ページの上から2行目です。高額療養費組替金として193万円となっております。

一般会計の予算につきましては以上でございます。

**東出委員長** 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

(「なし」と言う声あり)

**東出委員長** ないようでございます。

次進んでください。課長。

**大瀬町民税務課長** 次、議案第3号のほうに変わります。

予算書の薄いほうのほうなんですけれども、先に国民健康保険会計ですね。

議案第2号のほうです。平成25年度 木古内町国民健康保険特別会計予算のほうの説明をさせていただきます。

国保予算書、4ページをお開きいただきたいと思います。予算総額及び前年度当初予算に対する各款の示す割合表ですけれども、今年度の予算は平成24年度より4,649万7,000円多い8億6,033千33万5,000円となっております。歳出で前年と比較しまして増額となりましたのは、10款 諸支出金の国保病院事業会計操出金781万3,000円、予備費が3,141万3,000円、合わせまして3,922万6,000円の増となっております。その他の款の支出は前年度とほぼ同額の予算となっております。

それでは、詳細について説明させていただきます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

予算説明資料は、50ページから56ページになってございます。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、1節 報酬、2節 給与、3節 職員手当等、4節 共済費、9節 旅費、10節 交際費につきましては、昨年度とほぼ同額でございます。

次、26ページをお開きいただきたいと思います。11節 需用費、44万2,000円これは昨年度と比べまして約予算が33万少なくなっております。これは印刷機トナーの消耗品費及びプリンター修繕費の減となっております。12節 役務費、3万円、13節 委託料、121万8,000円 19節 負担金補助及び交付金につきましては昨年度と同様でございます。

27ページをお開きください。2目 連合会負担金、19節 負担金補助及び交付金、62万9,000円昨年度と同額です。

28ページをお開きください。1款 総務費、2項 徴税费、1目 賦課徴税费、9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費、13節 委託料につきましては昨年度とほぼ同額でございます。

29ページをお開きください。2目 納税奨励費、11節 需用費、8万6,000円これも昨年度と同額でございます。

30ページ、1款 総務費、3項 運営協議会費、1目 運営協議会費、報酬旅費についても前年度と同額でございます。また、11節 需用費、4万9,000円も同額でございます。

続きまして、31ページをお開きください。1款 総務費、4項 趣旨普及費、1目 趣旨普及費、12節 役務費、このハガキ代についても同額でございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費、19節 負担金補助及び交付金ですが、昨年度と比べまして、75万6,000円多い、4億4,907万円となっております。2目 退職被保険者等療養給付費、19節 負担金補助及び交付金、この金額につきましても昨年より181万8,000増の2,775万円となっております。3目 一般被保険者療養費、19節 負担金補助及び交付金はほぼ同額でございます。4目 退職被保険者等療養費、19節 負担金補助及び交付金、18万円は前年度より11万2,000円ほど少なくなっております。

33ページです。5目 審査支払手数料、12節 役務費、121万1,000円これは前年度とほ

ば同額でございます。

続きまして、34ページをお開きいただきたいと思います。2款 保険給付費、2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費、19節 負担金補助及び交付金これは前年度と比べまして、303万2,000円増の5,303万円となっております。2目 退職被保険者高額療養費、19節 負担金補助及び交付金、378万円は前年度より38万8,000円少なくなっております。3目 一般被保険者高額介護合算療養費、19節 負担金補助及び交付金、45万5,000円、これは前年度と同額でございます。4目 退職被保険者等高額介護合算療養費、負担金補助及び交付金、9万1,000円こちらも同額でございます。

35ページをお開きください。2款 保険給付費、3項 出産育児諸費、1目 出産育児一時金 19節 負担金補助及び交付金これは前年度と同額の210万円でございます。

36ページをお開きください。2款 保険給付費、4項 葬祭諸費、1目 葬祭費、19節 負担金補助及び交付金、45万円、前年と同額でございます。

37ページ、2款 保険給付費、5項 移送費、1目 一般被保険者移送料、19節 負担金補助及び交付金、一般被保険者移送料、20万円、前年と同額です。2目 退職被保険者等移送費、19節 負担金補助及び交付金、10万円、前年と同額でございます。

続きまして、38ページをお開きください。3款 後期高齢者支援金等、1項 後期高齢者支援金等、19節 負担金補助及び交付金、8,241万8,000円これは前年度と比較しまして、162万2,000円増となっております。これは23年度の実績で算出をしております。2目 後期高齢者関係事務費拠出金、19節 負担金補助及び交付金、7,000円前年と同額でございます。

39ページをお願いします。4款 前期高齢者納付金等、1項 前期高齢者納付金等、1目 前期高齢者納付金、19節 負担金補助及び交付金、3万6,000円、前年度が8万5,000円ですので4万9,000円ほど少なくなっております。2目 前期高齢者関係事務費拠出金、19節 負担金補助及び交付金、前年と同額の7,000円でございます。

続きまして、40ページをお願いします。5款 老人保健拠出金、1項 老人保健拠出金、1目 老人保健事務費拠出金、19節 負担金補助及び交付金、5,000円は前年と同額でございます。

41ページをお願いします。6款 介護納付金、1項 介護納付金、1目 介護納付金、19節 負担金補助及び交付金、3,724万2,000円、これは前年度と比較しまして、199万8,000円ほど少なくなっております。これは、平成25年度1人当たりの負担見込額、加入者から、23年度の概算額と確定額及び調整額を差し引いた係数で計上となっております。

42ページをお願いします。7款 共同事業拠出金、1項 共同事業拠出金、1目 高額医療費拠出金、19節 負担金補助及び交付金、1,793万8,000円前年度と比較しまして、18万円ほど少なくなっております。2目 保険財政共同安定化事業拠出金、19節 負担金補助及び交付金、6,962万3,000円前年度と比較しまして422万5,000円ほど少なくなっております。3目 その他拠出金、19節 負担金補助及び交付金、1,000円前年度と変わりございません。4目 高額医療費共同事業事務費拠出金、19節 負担金補助及び交付金、1,000円、5目 保険財政共同安定化事業事務費拠出金、19節 負担金補助及び交付金 1,000円でございます。

続きまして、43ページをお願いします。その他の共同事業事務費拠出金、19節 負担金補助及び交付金、1,000円を計上してございます。

44ページをお願いします。8款 保健事業費、1項 特定健康診査等事業費、1目 特定健康診査等事業費、8節 報償費、3万円、運動教室講師の謝金でございます。9節 旅費、7万1,00

0円前年度と変わりございません。11節 需用費、24万6,000円前年度と同額です。12節 役務費、21万円前年度と同額です。委託料、360万6,000円これは、特定健康検査委託料となっております。16節 原材料、3万円前年度と変わりございません。19節 備品購入費、67万1,000円これは、保健指導用の体組成計購入費ということで、体重と体脂肪を同時に計測する機械で、1台22万5,000円。特定健診データ管理システムのパソコン購入費で、45万円となっております。

続きまして、46ページをお願いします。8款 保健事業費、2項 保健事業費、1目 疾病予防費、8節 報償費、29万5,000円、これは健康家庭の表彰が3年が、5世帯で5万円、5年が2世帯で4万円、健康づくり事業が5万円、パークゴルフ大会が5万円となっております。9節の旅費につきましては、前年度と変わりございません。11節 需用費、43万9,000円、これはインフルエンザワクチンの購入費でございます。12節 役務費、24万円、医療費通知用の郵便料です。13節 委託料、85万円、簡易の脳健診委託料、100人程度を計上してございます。19節 負担金補助及び交付金、12万4,000円、平成23度より実施しております、節目健診を実施いたします。年齢は40、45、50、55、60、65、70歳のかたを対象として、胃ガン、肺ガン、大腸ガン検診を補助する内容となっております。胃ガン検診は、2,400円、大腸ガン検診は300円、肺ガン検診は、400円を補助する無料受診券を送付し町内医療機関で特定健診と同時で受診していただくことになってございます。対象人数は、いずれも40名程を予定いたしてございます。

続きまして、47ページをお開き願います。8款 保健事業費、3項 特別総合保健施設事業費、1目 保健指導事業費、2節 給料から3節 職員手当、397万6,000円、4節 共済費、482万2,000円は、昨年度とほぼ同額でございます。11節 需用費これは11万円は、印刷用紙、インク、トナー等の消耗品費でございます。13 委託料、59万9,000円これは、前年度に健康管理システムの改修委託料がなくなった為に、このように少なくなっております。14節 使用料及び賃借料、192万8,000円は健康管理システムのリース料となっております。

48ページをお開きください。2目 施設管理費、7節 賃金、39万6,000円、11節 需用費、27万8,000円これは、光熱費ですね。12節 役務費、38万1,000円。13節 委託料、101万5,000円、電気保安料、4万9,000円、自動ドア保守点検委託料、5万3,000円等、前年度とほぼ同額でございます。

49ページをお開きください。14節 使用料及び賃借料、42万7,000円これは、前年度と同額でございます。

50ページをお願いします。9款 公債費、1項 一般公債費、1目 利子、23節 償還金利子及び割引料、10万円、前年度と同額でございます。

51ページをお願いします。10款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 一般被保険者保険税還付金、23節 償還金利子及び割引料、80万円、前年度と同額です。2目 被保険者等保険税還付金、23節 償還金利子及び割引料、10万円は、前年度と同額です。3目 償還金、23節 償還金利子及び割引料、前年度と同額の1,000円です。4目 一般被保険者還付加算金、23節 償還金利子及び割引料、1,000円前年度と同額でございます。5目 退職被保険者等還付加算金、23節 償還金利子及び割引料、1,000円前年度と同額でございます。

52ページをお願いします。10款 諸支出金、2項 延滞金、1目 延滞金、23節 償還金利子及び割引料、抛出未払延滞金として、3万円前年度と同額でございます。

53ページ、10款 諸支出金、3項 繰出金、1目 直診診療施設繰出金、28節 繰出金として1,181万3,000円、これは国保病院の事業会計に出す繰出金で(乳がんマンモグラフィー購入費

等、移動型ポータブルX線とエコーの金額、これが総額で2,362万5,000円の3分の1で、785万3,000円と同比の393万8,000円ということで、操出を見てございます。

54ページをお願いします。11款 予備費、1項 予備費、1目 予備費、節で予備費、3,191万3,000円、これは前年度より3,141万3,000円の増となっております。

歳出は以上でございます。

**東出委員長** 歳入に入ってください。課長。

**大瀬町民税務課長** 歳入のほう、説明させていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税、1節 医療給付費分現年度課税分、8,892万2,000円、前年度と比較しまして、136万7,000円程少なくなっております。2節 介護納付金分現年度課税分、1,332万4,000円、こちらのほうは14万5,000円増となっております。

続きまして、8ページをお開きください。3節 後期高齢者支援金分現年度課税分、これは前年度と比較しまして、34万2,000円少なくなっております。3,059万です。4節 医療給付費分滞納繰越分、632万2,000円、前年度よりも11万9,000円程、増となっております。5節 介護納付金分滞納繰越分、88万5,000円、前年度と比較しまして、8万円増えてございます。6節 後期高齢者支援金分滞納繰越分、138万3,000円、前年度と比較しまして、24万7,000円の計上でございます。現年度課税分については、24年度の基準総所得の93%で算定しております。滞納繰越分につきましては、平成23年度11月分の滞納繰越額の10%で積算をしております。

続きまして、9ページをお開きください。2目 退職被保険者等国民健康保険税、1節 医療給付費分現年度課税分、481万4,000円、前年度と比較しまして、211万円ほど少なくなっております。2節 介護納付金分現年度課税分、148万1,000円、前年度と比較、66万5,000円の減となっております。

続きまして、10ページをお開きください。3節 後期高齢者支援金分現年度課税分、164万2,000円、76万4,000円の減でございます。4節 医療給付費分滞納繰越分、18万9,000円、2万5,000円ほど増となっております。5節 介護納付金分滞納繰越分、7万1,000円は前年度と同額でございます。6節 後期高齢者支援金分滞納繰越分、7万8,000円、2万5,000円ほど増となっております。現年度課税分につきましては、24年度の基準総所得額の98%で積算しております。

滞納繰越分につきましては、24年度11月末現在の滞納繰越調定額の医療につきましては、10%、介護・後期支援につきましては、25%で算出をしております。

続きまして、11ページをお願いします。2款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 督促手数料、1節 保険税督促手数料、10万円、前年度と同額でございます。

12ページをお願いします。3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金、1節 現年度分、介護納付金の100分の32を国が負担することとして、1億2,404万7,000円、前年度と比較しまして、943万5,000円少なくなっております。内訳ですが、療養給付費分が8,572万3,000円、後期高齢者支援金分、2,639万3,000円、介護納付金分が1,191万7,000円、前期高齢者納付金分が、1万4,000円となっております。2節 過年度分、1,000円、前年度と同額でございます。2目 高額医療費共同事業負担金、1節 高額医療費共同事業負担金、高額医療費共同事業の支援金分の拠出分、4分の1を国の負担分として、448万4,000円、昨年度と比較しまして、4万5,000円ほど少なくなっております。3目 特定健康診査等負担金、1節 特定健康診査等負担金、特定健康診査等・特定保健指導に係る費用の3分の1を国が負担するものとして、112万

6,000円でございます。

続きまして、13ページをお願いします。3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金、1節 財政調整交付金、2,404万8,000円、前年度と比較しまして、1,018万9,000円ほど少なくなっております。普通調整交付金ですが、777万3,000円、特別調整交付金、1,240万円、前年度と比較しまして、387万5,000円少なくなっております。療養担当手当は40万円、これは前年度と同額でございます。健康管理センターの分の補助金も、840万で前年度と同額でございます。直診診療施設整備分、787万5,000円でございます。これは先ほど説明させていただきましたけれども、国保病院の事業で購入します医療機器の助成分というふうになってございます。

続きまして、14ページをお開きください。4款 療養給付費交付金、1項 療養給付費交付金、1目 療養給付費交付金、1節 現年度分、退職被保険者等療養給付費交付金、2,746万4,000円、前年度と比較しまして、319万2,000円の増となっております。

続きまして、2節 過年度分として、1,000円の計上でございます。15ページをお願いします。5款 前期高齢者交付金、1項 前期高齢者交付金、1目 前期高齢者交付金、1節 現年度分、2億2,490万2,000円、前年度と比較しまして、3,988万6,000円ほど増額となっております。

続きまして、16ページをお願いします。6款 道支出金、1項 道負担金、1目 高額医療費共同事業負担金、1節 高額医療費共同事業負担金、高額医療費共同事業の支援策として拠出金の4分の1を道の負担金として、448万4,000円です。昨年度と比べまして、4万5,000円ほど少なくなっております。2目 特定健康診査等負担金、1節 特定健康診査等負担金、特定健康診査・特定保健指導に係る費用の3分の1を道の負担として、112万6,000円、前年度と比較しまして、7万円ほど少なくなっております。

次、17ページをお願いします。6款 道支出金、1項 道補助金、1目 道調整交付金、1節 道調整交付金、3,980万3,000円、前年度と比較しまして、95万2,000円、増となっております。道の普通調整交付金が3,489万円で、前年度と比較で283万6,000円の減、道特別調整交付金、491万3,000円、前年度比較で378万8,000円の増、国保病院の事業がありまして、この分については、393万8,000円というふうな形になってございます。

続きまして、18ページをお願いします。7款 共同事業交付金、1項 共同事業交付金、1目 高額医療費共同事業交付金、1節 高額医療費共同事業交付金、高額療養に係る費用としまして、2,152万4,000円、前年度と比較しまして、377万3,000円の増となっております。2目 保険財政共同安定化事業交付金、1節 保険財政共同安定化事業交付金として、6,968万6,000円、前年度と比較しまして、885万6,000円の増となっております。

次、19ページをです。8款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 保険基盤安定繰入金、1節 保険基盤安定繰入金、3,126万6,000円、前年度比較では、254万1,000円の減となっております。軽減分は、2,569万5,000円、支援分が、557万1,000円となっております。2目 一般会計繰入金、1節 一般会計繰入金、5,392万7,000円、前年度と比較しまして、184万4,000円、少なくなっております。内訳でございますけど、財政安定費事業として前年度の実績に基づきまして前年度より、222万9,000円少ない、925万5,000円、出産育児一時金は前年と同じ同額でございます。140万円。職員人件費分は、113万2,000円多い、2,655万8,000円、健康管理センター運営費分は前年度と比較しまして、29万4,000円少ない、1,713万8,000円という中身でございます。

20ページをお開きください。9款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金、前年度繰越金として、8,151万3,000円、前年度と比較では、1,821万2,000円に増額となっております。



す。

21ページ、10款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目 一般被保険者延滞金、1節 延滞金、2万円、2目 退職被保険者等延滞金、1節 延滞金、1万円、3目 一般被保険者加算金、1節 加算金、1,000円、4目 退職被保険者等加算金、1節 加算金、1,000円、5目 過料、1節 過料、1,000円の計上でございます。

続きまして、22ページをお開きください。10 諸収入、2項 預金利子 1目 預金利子 1節 預金利子として、2,000円の計上でございます。

23ページをお願いします。10款 諸収入、3項 雑入、1目 一般被保険者第三者納付金、1節 第三者納付金として、100万円でございます。2目 退職被保険者等第三者納付金、1節 第三者納付金、1万円、3目 一般被保険者返納金、1節 返納金で、1,000円、4目 退職被保険者等返納金、1節 返納金で1,000円、5目 雑入、1節 雑入、嘱託職員雇用保険料の組替金として、1万5,000円の計上でございます。

以上で、平成25年度木古内町国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

**東出委員長** 説明が終わりました。

これより国民健康保険特別会計についての質問を受けます。

佐藤委員。

**佐藤委員** 説明されたのか、聞きもらしたのかわかりませんが、歳出の54ページですけど、この予備費についてですけども、前年度から大幅に計上されたということは、何か目的があつてこういう予備費が大幅に計上されたのか、お願いします。

**東出委員長** 説明を求めます。

田中主幹。

**田中主幹** 24年度の繰越見込みが、ある程度大きく見える状況になったものですから、25年度の予算を積算して行って、結果として予備費を積み上げることができたということで、特に問題はありません。

**東出委員長** よろしいですか。

又地委員。

**又地委員** 町長の執行方針の中で、5ページなんですけど、「保険税の収納率向上重点目標とする」と、町長の執行方針があるんですけども、原課ではどんなふうな収納率向上を目的として取り組んでおられるのか、その辺をちょっと伺っておきます。

**東出委員長** 田畑主査。

**田畑主査** 国民健康保険税の収納対策といたしましては、現行24年度も行っております。

例えば、給与ですとか預貯金、生命保険、不動産ですとか、そういった各種の財産ですね。調査及びその上で、差し押さえるものに関しましてはまず滞納者と交渉しまして、交渉が決裂した場合は差し押さえるというような、若しくは約束をしたんですけども、約束が履行されなかった場合は、即、差し押さえるというような方針でたまたま対策を取っております。

また、平成25年度の歳出のほうなんですけど、こちらの総務費の賦課徴収費のほうで、新たに18節の備品購入費という所で、徴収対策用タイヤロックというものを購入する予定にしております、こちらはいわゆる車輪止めですね。これは滞納者ですとかそういったか

たの持って所有している普通自動車、軽自動車に関しまして差押さえる、いわゆる動産の差し押さえに25年より着手したいと思っておりますので、こういった対策を25年度からやっていきたいと考えております。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 滞納者に対する取り組みはわかりました。いろんな財産だとか、貯金だとか、保険だとかというものの差し押さえ等等を検討ということで、滞納者に対する対応というのはわかりました。現年度分の徴収率をあげないと、どうしても滞納が増えていくんですね。だから私は、現年度分のある意味では収納率の向上をとるところまで、検討しているのではないのかなと、そんなふうに思っていたものですから、これは町長の執行方針の中で、町長の重点目標ということでの執行方針を述べられておりましたので、現年度分の部分に関しては何か検討している部分があるんでしょうか。

**東出委員長** 田畑主査。

**田畑主査** 現年度分の対策としましては、まず一つあげられますのは、口座振替の奨励というのは推進していきたいと。当然、口座引落のほうにしますと、やはり滞納というのが当然納付忘れというのも滞納の中にありますので、そういったのが防げるだろうということで、そちらのほうは4月に入りましたら、例えば今もやっておりますが、新規国保加入者に関しましては、まずそういった納付方法もあるということで周知しておりますし、あとは、ほかですね、6月の課税段階におきましては、それまでに何かしらの方法でこちらのほうの周知をしまいたいと考えております。

また、現年度分につきましては、例えば9期にわかれておりますので、こちらにつきましては例えば2期なり3期なり、全く納めてないようなかたにつきましては、催告書ですとかを送付しまして、何らかの形で連絡をいただいて、納税相談をするですとか、あとそういった期間をおいてある程度現年分につきましては、3か月なりそういった期間ごとに、そういった町税の収納対策、催告書ですとかそういったものを行いつつ、更に年度末ですとかに全く1回も納めていないようなかたがもしいらっしゃいましたら、こちらにつきましては先ほど言った滞納の対策と同様に、同じ滞納ですので同様の対策を取ってまいりたいというふうに考えております。

**東出委員長** そのほか。

竹田委員。

**竹田委員** 歳入の7ページを見て、例えば保険税の状況、去年と比較しますと一般世帯・特定世帯の中で、一般世帯では100世帯減少している実態。これはやっぱり、どんどん木古内町の人口が減っているという部分がこういうことに現れているのかなと。それでやっぱり、国保会計としての長期ビジョン、そんなに10年、15年という先でなく、5年くらいの推移というか、人口推計含めた国保会計のありかたみたい部分を、何かの中で表現というか、表示すべきではないかなと。これはやっぱり、いまの木古内町の現状だというふうに思うんですから、そういうふうな考えがあるのかどうなのかという部分がまず1点。

それと、ちょっと細かい部分なんですが、歳出の45ページの備品購入で特定健診データ管理システム。パソコン、プリンターで予算計上してますけど、これは国保会計で検診データを管理するのか。また、実務をしている健康管理センターそちらでこのシステムを管理するのかという部分と連動しますけど、次の46ページの、例えば需用費でインフルエン

ザの購入、13節の委託料では簡易の脳ドック、これについても昨年と同額の予算計上です。今年度の脳ドックは100名の予算なのかなと思ってます。ただ聞くところによりますと、自分も去年はこの脳ドックを受診させてもらったんですけど、遅くなって申し込んだらもう定員というか、満杯だと言われて受診できなかったという声等を聞くものですから、全くこの検診によって早期発見、そして治療費の軽減につながるという部分からすれば、重要というか希望が多いのであればこういう部分も、それこそ福祉のメリハリその辺の需要に応じた予算を上積みするという、これは当初ではこうですけど、そういういろんなデータ、積み上げの中で今後、補正要素もできるのかなと、これは一つの政策的な部分もあるし、担当としての考えもあろうと思います。同様にワクチンの購入費についても、昨年と同額なんですけど、インフルエンザの需要が。

**東出委員長** 竹田委員、すいません簡潔にお願いいたします。

**竹田委員** その需要がどうだという実態を含めて、はたしてこの予算の計上でいいのかという部分等についての余地があるのかどうかと。この部分をちょっと。

**東出委員長** 田中主幹。

**田中主幹** まず1点目の被保険者の人数の問題ですけど、平成20年に後期高齢者医療がはじまった時に、約3,000名から2,000名ということで、1,000名ほど大きく減っております。

その後、毎年だいたい100人から120人くらいのペースで、被保険者数は減少しております。ただ、医療費総額というのは極端には増えていんですが、被保険者数が減ったようには減っていないと。ということは、一人当たり医療費というのが上がってきている状況にあるということで、決して国保会計として渡島管内でも一番小さい保険者になっているものですから、安定しているということではないんですけれども、計画としては道のほうで広域化計画を策定しておりますので、その広域化計画にのっとった中で、うちの国保会計についても運営していくということなるんだろうというふうに思っております。

2番目の備品購入費につきましては、これは国保連合会のほうの特定健診のシステムが方針される関係で、「25年度でこの分は予算を組んでくれ」ということで、連絡がきているもので義務的に組まざるを得ないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

3番目の脳ドックにつきましては、函館新都市病院のほうに委託をしているのですが、受け入れ先の問題です。うちのほうとしては、需要に対して予算を組みたいんですけども、受け入れ先のほうで、1日の数が3名ということで限定されているのもですから、渡島管内の中でも木古内町だけ特別枠みたいな形で、約1か月間、午後から受け入れますよということで、これを拡大するというのは現状ではなかなか難しい状況になっております。

また、何か新しい方法で健康対策というものは、考えていかなければならないなというふうに考えておりますので、インフルもその一貫で事業を進めていきたいというふうに思っております。

**東出委員長** 答弁漏れ。「特定健診データの管理は、健康管理センターですか」と聞いてるんですけど、データ管理。どういうふうにするか。田中主幹。

**田中主幹** 特定健診のデータにつきましては、各医療機関から国保連合会のほうに積み上げられておまして、それが厚生労働省のほうに国保データベースシステムという形で、全国の特定健診の結果が、今積み上げられている状況で、それを活用して道としても、国としても保険対策を行っていくということになっております。

**東出委員長** そのほか。竹田委員いいですか。

（「なし」と言う声あり）

**東出委員長** なければ国民健康保険特別会計の審査をこれで終了させていただきます。

どうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後4時05分**

**再開 午後4時06分**

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

課長。

**大瀬町民税務課長** それでは、議案第3号 平成25年度 木古内町後期高齢者医療特別会計予算の説明をさせていただきます。

後期高齢者医療は、先ほどの国保のページの中ほどになってございます。

先ほどの説明の4ページをお開きいただきたいと思います。

予算総額及び前年度当初予算に対する各款の示す割合表でございますけれども、今年度の予算は平成24年よりも、1,512万4,000円ほど多くなってございます。総額では、1億8,105万円です。

歳出で前年度と比較しまして増額となりましたのは、2款の保健事業費が152万3,000円。健診委託料の増、3款 後期高齢者医療広域連合納付金が1,699万4,000円の増となっております。

合わせてこれは、1,851万7,000円の増となっております。少なくなったのは、1款 総務費で、365万6,000円で、これはコンピュータシステムのシステム改修費が減額となったためでございます。その他の支出については、前年度とほぼ同額の予算構成となっております。

それでは、歳出より説明させていただきます。

17ページをお開きください。

**東出委員長** 大きな変わったところでいいですよ。課長。

**大瀬町民税務課長** こちら、12節の役務費まで前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、18ページをお願いします。徴税费につきましても、13節の収納年次更新業務委託料が、9万円で、少なくなってる部分で、ほとんど同額でございます。

次に、19ページをお願いします。2款 保健事業費、1項 保健事業費、1目 疾病予防費、8節 報償費は3万円、前年度とほぼ同額でございます。需用費についてもほぼ同額でございます。役務費も同額でございます。13節 委託料は、健康診査実施委託料ですけれども、前年度実績が、143万7,000円に基づいて、今年は、166万の予算とさせていただきます。これは、建診されるかたが多くなってきているということでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。3款 後期高齢者医療広域連合納付金、1項 後期高齢者医療広域連合納付金、1目 後期高齢者医療広域連合納付金、19節 負担金補助及び交付金、1億7,674万6,000円の内訳ですけれども、事務費負担金分が260万9,000円、保険料分が4,728万2,000円、保険基盤安定繰入金が2,474万5,000円、療養給付費負担金分が1億211

万円、前年度と比較しまして、1,699万4,000円の増額となっております。

次に、21ページをお開きいただきたいと思います。4款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 保険料還付金、23節 償還金利子及び割引料、過年度保険料還付金として、90万円でございます。2目 保険料加算金、23節 償還金利子及び割引料、還付加算金として、1万円です。

22ページをお開きください。予備費については同額でございます。

歳入、よろしいですか。

**東出委員長** はい。課長。

**大瀬町民税務課長** 歳入、7ページをお開きください。1款 後期高齢者医療保険料、1項 後期高齢者医療保険料、1目 特別徴収保険料、1節 特別徴収保険料現年度分、3,375万3,000円で、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、2目 普通徴収保険料、1節 普通徴収保険料現年度分、1,345万4,000円、これもほぼ同額でございます。2節 滞納繰越分については、昨年度と同額です。

8ページをお願いいたします。2款 使用料及び手数料、1項 手数料、前年度と同額、1万2,000円でございます。

9ページをお願いします。3款 広域連合支出金、1項 広域連合補助金、1目 広域連合補助金、1節 広域連合補助金、これはすこやか推進事業補助金(インフルエンザの補助金)として、40万円、前年度と同額でございます。

次に、10ページをお開きください。4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 事務費繰入金、1節 事務費繰入金、一般会計からの事務費繰入金、446万8,000円でございます。前年度とほぼ同額でございます。一般事務費は185万9,000円です。広域組合事務費が260万9,000円となっております。2目 保険基盤安定繰入金、1節 保険基盤安定繰入金、2,474万5,000円、軽減分で、2,391万円、激変緩和措置分が83万5,000円でございます。

続きまして、3目 療養給付費負担金繰入金、1節 療養給付費負担金繰入金、医療給付費見込額として、12億2,531万4,354円の12分の1ということで、1億211万円を計上してございます。

11ページをお開きください。5款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金として、1,000円の計上でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。6款 諸収入、1項 延滞金及び加算金、1目 延滞金、1節 延滞金、保険料延滞金として、1,000円でございます。2目 過料、1節 過料で、1,000円の計上でございます。

13ページをお願いします。6款 諸収入、2項 預金利子、1目 預金利子、1節 預金利子で、1万円でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。6款 諸収入、3項 受託事業収入、1目 受託事業収入、1節 健康診査等受託事業収入、112万円でございます。

15ページをお願いします。6款 諸収入、4項 雑入、1目 雑入、1節 雑入、90万円、保険還付金広域連合返還金として、90万円をみてございます。

歳入、歳出の説明は以上でございます。

**東出委員長** 後期高齢者医療特別会計の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**東出委員長** ないようでございますので、20分まで暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後4時13分**

**再開 午後4時23分**

**福嶋副委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。課長。

**大瀬町民税務課長** それでは、戸籍の予算の説明に入らせていただきます。

一般会計ですね、91ページをお開きください。戸籍住民基本台帳費の1目が、戸籍住民基本台帳費で、9節から12節、旅費、需用費、役務費については、前年度と変わりございません。13節の委託料が今回、120万ということで、ちょっと多くなっております。これは、戸籍事務の電算化事業業務委託料として64万7,000円、新しく予算措置をしております。

一般会計のほうの予算書の、12ページをお開きいただきたいと思います。

91からさかのぼって、前のほうに。よろしいでしょうか。第2表と書いてあるところあると思いますが、よろしいでしょうか。

このところに第2表継続費と、こういうふうにございます。これは、今回戸籍の今のタイプライター、紙で打ってるものを、コンピュータ処理するのに、1年ではできないということで、平成25年度と6年度。25年度は、64万7,000円、26年度は、6,402万8,000円、合わせて6,467万5,000円の2か年の事業として継続費として載せてございます。

もう一度、91ページのほう戻ってください。

次、資料なんですけれども、資料番号2の42ページを見ていただきたいんですが。

縦長になってると思います。よろしいでしょうか。

この縦長の、上のほうが今現在使っている原戸籍なんですけれども、これを、25年度と26年度で下のほうの戸籍、電算処理戸籍のほうに移し変えるという作業を今年から進めていきたいというふうに考えてございます。

この上のほうは、現在和紙にタイプライターで、一字一字を打ち込んで作成しております。これを下のようなコンピュータ化で、行っていくというふうな形でございます。

これは、きょう3・11ということで、東日本大震災がありましたけれども、法務省のほうではかなり前から、戸籍の電算化という事業を行ってございます。法務省のほうでは、東日本のデータ化、コンピュータ化させた戸籍については、西日本のほうにデータとして保存すると。西日本の戸籍については、東日本にデータを処理するというので、それは電算化したものについては、法務省のほうで責任を持って電算化処理をするわけなんですけれども、紙戸籍の場合には、その自治体に責任を追わなきゃならないというふうな形になってございます。

いい例が、皆さん、土地の登記簿謄本とか、法務局で取られる場合あると思いますが、昔は土地の登記簿謄本というものは、今は戸籍の場合にでも全部事項証明書というような形で行かれてると思います。

今度、戸籍謄本をデータ化した場合には、全部戸籍・一部記載事項証明というふうな形で、戸籍抄本とか、戸籍謄本とかというような名前は使わないことになります。

いま現在ある、紙で出してる戸籍については、改正前の部分で平成改正原戸籍というふうな形になりまして、古い除籍だとか、原戸籍については従来とおりの取り扱われる形になってござ

います。

これですけれども、次のページお開きいただきたいと思いますが。

これは、木古内町である戸籍の数でございます。現在戸籍数が3,550戸でございます。除籍及び改正原戸籍数が9,800、約ですけれども。年間の事件数は400、年間の新戸籍の編製は約30件、年間の全部消除数が150件、年間の附票等の異動件数が約500件、年間戸籍発行数が約3,000件というふうな形になってございます。

もう1ページお開きいただきたいと思いますが。

これは、カラーで北海道の地図を表してございますけれども、この中の白く塗ってないところが、まだ実施をしていない市町村になります。全道では、ほとんどの部分では約80%近く、179団体の内、140団体が実際にコンピュータ化してございます。全国では92%実施してございます。函館地方法務局管内では、木古内と松前と知内と江差の4町が残っているような状況ということでございます。

64万7,000円の継続費については、このような説明で終わらせていただきます。

続きまして、14節ですが、使用料及び賃借料これは前年度と同額でございます。備品購入費は、バッテリーの交換用の部分を、8万円ということでございます。19節 負担金も同額でございます。

続きまして、歳入ですが42ページをお開きいただきたいと思いますが。

42ページです。12款 使用料及び賃借料、2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料、232万8,000円のうち、戸籍手数料は84万7,000円となっております。

続きまして、48ページお願いします。13款 国庫支出金、3項 国庫委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金、14万1,000円のうち、外国人に係る中长期在留者住居地等事務委託金として、12万9,000円でございます。

続きまして、54ページをお願いします。14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金、10万8,000円のうち、福祉統計調査委託金としまして、1万円、旅券事務委託金として、3万3,000円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

**福嶋副委員長** 戸籍の歳入、歳出の説明が終わりました。

質問を受けます。又地委員。

**又地委員** いま言った戸籍の電算処理戸籍の部分なんだけれど、この部分で歳入は出てこないのですか。知内町は「だからやらない」と。知内町は、「だからやらないんだ」と。やらないことできないのですか、電算化。知内町議会は、「国から金が入ってこないならやらない、我が町はしっかりしている」と。「だからやらない」と言う。

**福嶋副委員長** 課長。

**大瀬町民税務課長** ただいまの質問なんですけれども、3年、4年前の緊急経済化対策だとか、いまの国の補助金、地方の一括交付金というような形に任せてるところについては、その金額で対応している市町もございます。

これについては、交付税の中に算定しているというような法務省の見解ですので、一概にそのような形では言えないというふうに、うちのほうでは理解しています。

**福嶋副委員長** 又地委員。

**又地委員** 私も深くあまり聞かなかったんだ。だから調べてみてくれない。「知内町やら

ない」と言うんだから。一銭も金あれしないのに、一般財源で交替なんてこんなにかかるものやれるわけないということだ。そしたら、こんなにかかるものだったら、うちもやらないほうがいいと。うちは戸籍のしっかりしていれば、やらなくてもいいと。だから聞いてみて。やらなくてもいいなら、やらないほうがいい。こんな金かかるんだ。

**福嶋副委員長** 課長。

**大瀬課長** 先ほども申しあげましたように、こういう震災だとかそういうような時に自治体として、その戸籍を管理できるかできないというふうな形だと思います。

先ほど言いましたように、西日本のデータについては東日本で管理する。東日本については西日本で一括管理すると。これは法務省で管理する形になりますけども、その電算化処理しない部分については、自治体で責任を追わなきゃならないということで、もし災害があった場合に戸籍の再編をするとすると、町で全責任を負わなきゃならないというふうな形だと思いますけども。それが法務省のほうでは、そういうことになるのでなるべく早急に電算化処理していただきたいというのは、函館法務局の局長さんの申し入れでございます。

**福嶋副委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 4時34分

**再開** 午後 4時41分

**福嶋副委員長** 休憩を解き、会議を再開します。

又地委員。

**又地委員** 心配です。ことし60万か70万で、来年6,000万。そうすると、同僚議員も言ってたけれども、エスカレータの部分も8,000万、そして年間の維持費が300万かかる。例えば、エスカレータの部分はどんな財源を振り当てるとかというのは、何も見えてきていないと。そういうふうになると、果たして財政どうなるんだという心配も、総務課長、あるにはあります。その辺がどうしても、いままで交付税で入ってきていたというのであれば、これもいたしかたない思うけども。けども一般財源で、きた部分はもう使ってしまったんだから。だから心配もありますので、その辺は十分留意してください。

**福嶋副委員長** 佐藤委員。

**佐藤委員** ちょっとお伺いしておきますけども、仮に電算で行うとなった場合に、いままで行われている、例えば戸籍抄本、戸籍謄本だとかというのは、いままでとおり簡単に出してもらえるのか。

**福嶋副委員長** 大坂主査。

**大坂主査** 謄抄本の証明の発行についてですけれども、いままでよりは迅速に対応できると思います。

**福嶋副委員長** よろしいですか。

平野委員。

**平野委員** 歳入の部分で、各種手数料なんですけれども、以前に議会の中でもごみ袋と同様、「この手数料も住民にサービス一貫で値下げを検討をできませんか」とお話ししたところ、「検討する」というような答弁をいただいたような気がするんですけれども、その部



分については議論をしていただいたのかどうか。

また、この電算化で大きな予算がかかるわけですが、その部分で仕事の内容だったり、簡素化ができることによって、また手数料の部分に反映していく可能性があるのか。この手数料の部分について、お伺いします。

**福嶋副委員長** 大坂主査。

**大坂主査** いまの質問でございますが、手数料については戸籍謄本が1通450円、除籍、改正腹戸籍については750円と、定められておりますけれども、これは全国で統一されている金額であります。住民票と印鑑証明についても、近隣町村も調べてございますけれども、平均の額で300円ということで、改正の予定はございません。現行のままです。

手数料の額は、その戸籍の電算化事業に対応する、額には全く及ばないと思うんですよ。200万前後の収益しかないのです、ちょっと難しいと思います。

以上です。

**福嶋副委員長** 平野委員。

**平野委員** 以前、私が提案したのは、国で決められている金額があります。それについては変更のしようがない。ただ、いま言った各町で定めれる金額については、いまのお話ではこの辺の平均だということなんですけれども、私はこの住民サービスの一環で、別に平均じゃなくても「木古内町はここはいくらにしますよ」と、それが住民サービスのいま言われるように200万前後、例えばこれが半額にしても平均的に固定されているのもありますから、単純に変更できるのは半額にしても、この金額半額ではないでしょうけれども、そのぐらいの予算措置だと思うんです。そういう意味での「住民サービスでの値下げはいいかなものでしょうか」ということに対しての、「検討します」という答えだったものですから、いまのお話ですと、「まわりが平均だからそのままです」と話しだと検討していただけてないのかなと思うんですけれども。今年度はもう予算書も上がってますけれども、今後に向けてそのような検討の機会をもっていただけるのか、それとも全然検討の予知もないのか、もう一度確認させてください。

**福嶋副委員長** 総務課長。

**大野総務課長** ただいまのご質問については、先ほどの導入費用について補助金がない話とリンクさせてほしいと思います。経費が導入費用でたくさんかかっている以上、それを単価に反映するということになれば、現状の単価ではおよそ出せる状況ではないというふうに、私はいま判断します。そこは連動はします。ですが、答えは厳しいということでご理解をいただきたいと思います。

**福嶋副委員長** 平野委員、いいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**福嶋副委員長** ないようですから、戸籍はこれで終わりたいと思います。

次に、担当変わってください。

**東出委員長** 委員の皆さんにお諮りいたします。

もう少しかかるみたいでございますので、時間延長したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**東出委員長** 時間延長させていただきます。

次、入ります。課長。

**大瀬課長** 続きまして、年金担当のほうの説明をさせていただきます。

歳出は、98ページです。3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、本年度予算額は、8,755万8,000円でございます。この中で特に大きく変わったものはありません。

1節は報酬、1万2,000円、8節は報償費、138万は同額です。11節 需用費、5,000円は同額です。13節 委託費、3万5,000円も同額でございます。19節 負担金補助及び交付金につきましては、同額でございます。20節 扶助費、福祉灯油は70世帯で、58万3,000円を見てございます。

続きまして、99ページをお願いします。2目 国民年金事務費、11節の需用費は、13万1,000円は、印刷製本プリンターのトナーとかのお金でございます。19節 負担金補助及び交付金は、前年度と変わりございません。

続きまして、111ページをお願いいたします。3款 民生費、2項 児童福祉費、1目 児童福祉費総務費、11節 需用費これにつきましては、同額でございます。12節 役務費、これは昨年度と同額です。13節 委託料、これは108万8,000円ですが、これは児童手当システムの改修委託料、91万4,000円と、保守料の、17万4,000円でございます。

続きまして、2目 児童措置費の予算児童措置費でございますけど、これは、予算説明資料の59ページから60ページの表になってございます。13節 委託料でございますけれども、7,451万2,000円、180万の増となっております。これは、木古内・永盛保育園委託料でございます。木古内保育園45人、運営費は7,774万6,000円。永盛保育園は30人で2,976万5,000円。20節 扶助費、3,990万円、児童手当、被用者が1,947万円、非被用者が975万円となっております。

続きまして、歳入のほうに入らせていただきます。

38ページをお開きください。11款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金、1,655万4,000円でございます。入所児童の負担金でございます。

続きまして、44ページです。13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉負担金、国民年金事務費負担金、158万円、これは補助金が、44万ほど増えてございます。2節 児童福祉費負担金、5,187万8,000円、これは207万9,000円ほど減ってございますけれども、これは児童の減少によって減っているものでございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。13款 国庫支出金、3項 国庫委託金、2目 民生費委託金、1節 児童福祉委託金、1万2,000円、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、49ページをお願いします。14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉負担金、民生・児童委員活動費負担金が前年度と同額の、154万5,000円でございます。2目 児童福祉負担金予算額、1,928万9,000円、これは保育所運営費と児童手当に対する道の負担金でございます。保育所の運営費は、1,263万9,000円、児童手当負担金は被用者の部分が、324万5,000円、非被用者の部分が、162万5,000円、中学生が、178万というふうになってございます。

以上でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

**東出委員長** 歳出、歳入の説明が終わりました。

説明をもとに、質疑を受けます。

竹田委員。

**竹田委員** 課長、1点。111ページの児童福祉総務費の委託料ですけど、昨年も子供手当システム導入の委託料で200万ほど、計上してますよね。そして、去年導入したばかりなのに、このシステムの改修を91万4,000円かけて行わなきゃならないというのは、子供手当から児童手当に政権交代の中で変わったために改修しなきゃならないという費用なのか。それとも、去年導入したシステムにトラブルがあって、今年度また90万かけて改修しなきゃならないのかという部分、どうなのかという部分についてちょっと確認をしたいと思います。

それと、98ページの社会福祉総務費の中の扶助費、これは一般質問等の中でも議論しましたが、去年同様、70世帯での予算計上であります。そして、24年度は45世帯の支給だというふうに、12月の時点の確認をしておりますけど、これについては、例えば担当課として灯油の高騰、そして、この2年続けての大雪、大雪ということは寒冷、寒いということで通常の年より灯油も多く消費をするということになるわけでありまして、これは3月8日の夕刊にも出ておりましたけど、厳しい冬で暖房費が高齢者の世帯に大きなウエイトがかかっていると。そして、ここに大きな見出し的に出てますけど、食費を切り詰めて灯油を捻出している、これは全部が全部の世帯ではないですけど。やっぱりこういう、例えば雪が多い年、そして灯油の単価が高騰した時の手立て、うちの福祉灯油の給付の部分からすれば、要綱等で定めてますから、リッター数は90ℓ、この辺についてですね、もう少し弾力的に福祉のメリハリを進めるべきでないかと考えます。これについては、担当課としての意見を求めます。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** いまの竹田委員の質問に合わせて、昨年と予算扶助費は変わってないんですけども、昨年の予算委員会の時は、48世帯の予定で、この57万という予算だったと思うんですけども、今年は世帯数が70、約20以上増えたんですけども、予算が変わってないということについての説明もあわせてお願いしたいと思います。

**東出委員長** 的確に答弁お願いいたします。

課長。

**大瀬課長** システムについては先ほどご指摘のとおり、不具合がありますので、そのシステムというような形でお願いしてございます。

福祉灯油につきましては、これは先般の一般質問でのご質問にもありましたように、渡島管内では駆け足、今回かけ込みというんでしょうか、そのような形で調整された町村でございます。木古内町としの定数・定量配布というのは、渡島檜山管内の中では決して低い額ではないということで、私ども認識してございます。低いところは、5,000円程度ということで、町長の答弁にもございましたように、状況的なものを把握してということで答弁をされていたと思いますけども、これからもその動向については十分注視しながらということで、札幌以南ではマックスでかなりニセコの近くの多いところで、200ℓ近くの支給をしているようなところは1町村くらいあるらしいということは仄聞しておりますけども、詳しいことは聞いてございません。渡島・檜山管内では、今回の分の1万円というのは、かなり高額のほうの支援をさせていただいているというふうには認識してございます。再度、その分については今後の動向を見たいと考えてございます。

それから、平野委員さんの質問ですけど、70世帯、88円の900の1.5の消費税というような形でございます。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** たぶん、同僚議員が聞いた48世帯は、23年度の実績なんです。23年度の実績は48世帯、予算は70世帯で計上している。私が答えるあれではないけれど。

福祉灯油にこだわるのは、課長、福祉都市木古内ですよ。振興計画、木古内町の最上位計画で福祉を掲げている、福祉のおもりと言われるくらいの町なんですよ。そこをやっぱり十分考えて、管内がどうだ、隣町がどうだではなくて、我が町としてどうするするというそういう気持ちに立たないとこの部分は何も動かない。管内ではうちの900というのは多いほうだとすれば、それはそれでいいんですけど、そのことを言っているんですよ。それと、111ページのシステムの改修、不具合があったということで、これは町がその分負担しなきゃならないのか、業者さんというかそちらのほうで救済すべき部分なのかなと思うんですけど。その辺どうなのですか。

**東出委員長** 堺主査。

**堺主査** 言葉足らずだったんですけど、システム不具合もありました。中には、追加して実戦も加えて新しい、使っていてこういうふうに改修してほしいという部分も中に若干出てきましたので、そういう部分も加えた中でのシステム改修というふうになってますので、よろしくをお願いします。

**東出委員長** そのほかに。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**東出委員長** なければ、次に移っていただきます。

**大瀬課長** 83ページ、お開きください。2款 総務費、1項 総務管理費、5目 交通安全対策費、11節 需用費、1万2,000円は同額でございます。19節 負担金につきましては、若干昨年の4万6,000円の増の、371万5,000円でございます。

続きまして、106ページから107ページをお願いいたします。3款 民生費、1項 社会福祉費、8目 住民運動費、1節は報酬は、前年度と同額。8節も同額でございます。9節も同額でございます。11 需用費、59万1,000円、花いっぱい運動経費は、27万4,000円の減額でございます。19節 負担金補助及び交付金で、防犯灯料金及び設置補助金、226万9,000円の増で、828万5,000円が主なものとなっております。

続きまして、113ページをお願いします。3款 民生費、3項 災害救助費、1目 災害救助費、35万円でございます。これは前年度と同額でございます。

続きまして、116ページから118ページをお願いします。4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費、4節 共済費につきましては、昨年度とほぼ同額でございます。7節 賃金についてもほぼ同額でございます。9節 旅費、同額です。需用費、206万1,000円、修繕費等で、36万円見てください。12節 役務費、27万2,000円、前年度とほぼ同額でございます。委託料も同額でございます。使用料も同額でございます。工事請負費でございますけど、火葬炉設備工事費、290万円、火葬場の屋根塗装化、ほかの工事としまして390万円の増でございます。負担金補助及び交付金については、92万円の前年度と変わりございません。

続きまして、120ページお開きください。説明資料は45から48ページになってございます。45ペ

ージは19年度から23年度までのごみの収集量の推移、46ページはし尿収集量の推移、47ページは渡島廃棄物広域連合と、西部広域事務組合の負担金の推移です。

48ページについては、今回手数料改正をしたものの推計表となっております。衛生費、1項保健衛生費、1目 清掃総務費 9節 旅費、3万1,000円、前年度と同額でございます。11節 需用費、消耗品費、ごみ分別カレンダーについては、ほぼ同額でございます。ごみ袋作成費が前年度比較しまして、46万3,000円増の251万8,000円となっております。資料48ページに掲載してございます。19節 負担金補助及び交付金、1億7,743万4,000円、前年度と比較しまして、121万6,000円の増となっております。これは、渡島廃棄物処理広域連合負担金については、ごみの減量により、負担金が 1,725万3,000円の増となっております。渡島廃棄物処理広域連合負担金については、ごみの減量により、508万4,000円の減となっております。生ごみ堆肥化容器等購入補助金は前年度と同額でございます。

次、120ページをお開きください。4款 衛生費、2項 清掃費、2目 ごみ処理費、11節 需用費、3万円、前年度と同額です。12節 役務費 8万9,000円、前年度より若干、多くなっております。これは、不法投棄されたテレビ・冷蔵庫等の処分として若干、3万円ほど増えてございます。13節 委託料、3,189万円、前年度より、516万8,000円減っておりますけれども、これは、ごみ袋の手数料値下げに伴う委託料の減が、33万3,000円と前年度予算計上しておりました不法投棄、収集運搬委託料が、510万円の減になっていることが要因でございます。

次に、歳入について説明させていただきます。39ページをお開きください。12款 使用料及び手数料、1項 使用料、2目 衛生費使用料、1節 保健衛生使用料、155万円、木古内・知内の安行苑使用料で実績計上より前年度より、3万6,000円の減額でございます。

43ページをお開きください。資料は48ページになってございます。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、3目 衛生手数料 1節 保健衛生手数料 700万3,000円。ごみ手数料改正等によりまして、前年度より、472万5,000円の減額となっております。ごみ手数料、471万9,000円、廃棄物手数料、6,000円の減額ということでございます。

続きまして、54ページをお開きください。14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金の道公害防止委託金、1万5,000円、これは前年度と同額でございます。同じく、3項 道委託金、2目 衛生費委託金、1節 保健衛生委託金、浄化槽設置事務委託金、5,000円、前年度より、4,000円少なくなっております。

68ページをお開きください。説明資料は46ページになってございます。19款 諸収入 4項 受託事業収入、1目 衛生費受託事業収入、1節 安行苑使用受託収入、699万9,000円、安行苑の運営費知内町負担分で、安行苑の維持補修費の増額により前年度より、279万5,000円の増額となっております。火葬場の使用按分率は、人口割50%の、利用割が48%というふうになってございます。

次に、70ページをお開きください。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入、雇用保険繰替金、43万6,000円の中の安行苑管理人分として、本人負担分、1万2,000円が入っております。

以上で、歳入・歳出の説明を終わらせていただきます。

**東出委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**東出委員長** ないようでございますので、これでもって。

簡潔に頼みます。竹田委員。

**竹田委員** 83ページの交通安全対策費の部分で確認をしたいと思います。去年の時点だったと、一昨年だかわからないけど。交通安全指導車、あれが赤灯から青灯に変わったというのとは何か意味あるのだろうか、まずその部分。

**東出委員長** 渋谷主幹。

**渋谷主幹** 赤灯の搭載なんですけども、今まで本来、認められていない赤灯というんですかそういう関係を官民一体となって実施している交通安全運動の啓発ということで、交通安全啓発時の停車時に限りということで、赤灯の許可を認めていただいていたんですけども、北海道警察のほうから、木古内警察のほうに赤灯の装備については、緊急車両に限って認められているものだというので、安全指導者による業務は緊急業務とは認められないということで、緊急車両としては認めることは困難だということで、青灯に変更したところであります。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 例えば、同じ指導者でも赤灯で走っている車を見かけるんだけど、そこがよくて、その町村によって、「木古内町はだめですよ」。これだけ交通安全運動で一生懸命、例えば地域住民ぐるみで運動している、展開して、赤灯はすごく効果があると思うんです。

僕らでもピラピラ回ればブレーキに足をかけたりするほうですから、やっぱりそれをなぜ、青だったらやっぱり、その啓発の効果が半減すると思います。例えば、知内の車はまだ確か赤ですよ。わからないならわからないでいいですけど。

**東出委員長** 渋谷主幹。

**渋谷主幹** 知内の関係は、水害の関係で許可を取ったというふう聞いておりますけど。ただ、あと、他の町村については、それぞれの管内の警察のほうから指導を受けているという話は聞いております。木古内だけ特別にだめだということではないということで、道路運送車両の保安の法律に従って、赤から青に変えてほしいということで、木古内署のほうから指導を受けております。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** そういう、交安委員会からの指導だとすればやむを得ないんですけど、ただやっぱり、知内町が水害対策が緊急車両の例えばそういう申請というんですか、手続きをして赤灯にしているのであれば、うちだって申請すればもらえるんでないか。その辺がどうなのかと。

**東出委員長** 課長。

**大瀬町民税務課長** だめなものはだめだそうです、間違いなく。交通安全指導車も後々、お金のかかる話なんですけども更新予定ですので、その時にですね、もう一度交通安全協会というような形と町と、警察のほうと何かいい手立てはないのかということで、協議をしたいとことなんですけども、1回マークを付けられたものについては青灯に変えてくださいということで、竹田委員さんに言われるとおりがかなり食い下がったんですけど、「だめなものはだめだ」やむを得なく何万円もかけて直しました。この次に、再度またその辺調べて、新しく更新する時に検討してみたいと思っております。

**東出委員長** 佐藤委員。

**佐藤委員** 一応、予算には毎年同じような計上をされているというふうに思いますけれども、住民運動費の中の「花いっぱい運動」は毎年行われているわけなんですけれども、私の見方としては、いつになったらこの花いっぱいになるのかなというような感じで受けております。午後ですね、新幹線絡みもあろうかと思っておりますけれども、やはり駅前通ももう少し、この花いっぱい運動に協力体制をとったらなど。予算とは別な話になりますけれども、町長もここにいるようですから、いろんな角度からやっぱり、美しい町にすべきだなど考えておりますけれども。もし考えがあれば、お伺いしたいと思います。

**東出委員長** 課長。

**大瀬町民税務課長** 駅前通の道路の道路工事もはじまってませんけれども、それに向けてですね、各町内会さんとお話をしながら進めてまいりたいと思います。なるべく、そういうちょっとスペースがあれば、ご指摘のような感じで花を植栽してまいりたいと思います。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 町長もおりますから、渡島西部広域の負担金の関連であります。これはいま、し尿処理施設の改修工事が行われてます。そして、26年がたしか供用開始ということではないのでしょうか。それで、27年だとすれば、25年、26年と2か年ありますから、今後し尿の汚泥の基金の扱い、これについては参与・幹事会等の中できっちり、これは町長、たぶん知っていると思いますが、僕が広域の議員の時に一般質問をしていますし、副管理者ともいろいろ議論した部分の件ですから、これはきちっとその汚泥処理の基金の町村の扱いの部分については、我が町が不利益をこうむらないような部分で一つ頑張っていたきたい。これは要望としてとどめておきます。

それと、安行苑については、今年度、安行苑の内外の改修を行うということで、予算計上してますから、少しは綺麗になるのかなと。ただやっぱり、両町でかかえている施設ですから、冬の除雪、たまたま火葬があって、火葬場に行ったら玄関に雪が、雪庇が被っている。それと納骨堂もこんなに雪が被っている、あれはやっぱり、金をかけても他町からもそういう火葬に、お客さんが来ると。迎えるという姿勢からすれば、もう少し綺麗にしてもらいたいというのと、それと国道の側についている安行苑の看板。いま、雪で隠れて見えないんですけど、錆びてボロボロなんです。これはやっぱり予算化して、「ここが安行苑の入り口だよ」という部分をきちっとやっぱり予算付けをしてですね、すべきでないかこのように思います。

それと、もう1点、121ページで委託料で、昨年不法投棄の収集運搬委託。これは、大釜谷のごみの処理だということなんですけれども、ただ今年度、不法投棄の処理に対する予算計上してないのですが、これも町内で不法投棄が無くなったという捉え方でいいのか。今後ともやっぱり、不法投棄の処理の予算については計上して、随時処理をして綺麗な町にすべきだと思いますけれども。その辺について、答弁願います。

**東出委員長** 課長。

**大瀬町民税務課長** 除雪の体制ですね。これについて、あそこの駐車場については、町の除雪委託業者さんがやってくれているのですが、細部についてははまだ出来ない部分がありまして、私も今回初めて見て大変だということで、今年の25年度予算についてはですね、秋にでもまたその辺いろいろと協議して、補正するというところで考えてみたいと思います。

また、含めて看板のほうも考えさせていただきたいと思います。

不法投棄については、当初、24年度の予算のやつは、高規格道路の部分の橋脚の部分のところに不法投棄されているごみが散乱しているということで、その除去ということでの部分でございまして、今回不法投棄の部分はないというわけじゃなくて、できるものであれば自分達の手で処理はしてまいりたいと思います。大きな不法投棄になるとすれば、やはり木古内警察署のほうに、そのような形で依頼する形を取りながら、できるものであれば自分達で処理をするという形で済みたいと思います。ただ、今回処分料ということで何万円か見たんですけども、昨年も広域農道とか、そういうところにテレビ、冷蔵庫等の不法投棄が見受けられました。町の軽四で亀田でしょうか、桔梗のところのクロダリサイクルまで自分で届けると半額になるということで届けていたものですから、取りあえずは最小限度に予算措置をさせていただいたということでございます。

**東出委員長** ほかに。

ないようであれば、これで町民税務課全部終わりですね。

(「まだです」と言う声あり)

**東出委員長** 説明よろしいですか。

説明を求めます。課長。

**大瀬町民税務課長** 最後、税務関係の予算の説明に入らせていただきます。

予算書ですが、88ページをお開きいただきたいと思います。2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費、報酬につきましては、前年度と変わりございません。9節 旅費につきましては、前年度で、6万ほど少なくなっております。11節 需用費ですが、前年度とほぼ同額でございます。12節 役務費、4万円、これは納税組合の動産保険料と集金員の傷害保険料が4万円でございます。13節 委託料、113万4,000円、こちらはですね、平成25年度で新規に計上させていただいております電子申告等の受理システム初期導入業務委託料です。詳しい内容につきましては、予算説明資料の41ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。108万円の消費税の1.05で、113万4,000円ですけども、電子申告等受理システム導入の目的については、資料に書いてございますけれども、平成26年1月より前々年の税務署への源泉徴収票提出が1,000枚上の事業所等は、給与支払報告書を電子データで提出する義務が発生することとなりました。提出された電子データを受け入れるためのシステムの整備となっております。こちらの事業所等につきましては、法人に関わらず国、道の機関等も含まれ、想定される場所は資料記載のとおりになって、中段に記載されておりますけれども、このような状態になってます。また、対象となったときは、たとえ木古内町への提出が、1,000枚のうちの1枚であっても電子データで提出することとなっております。渡島管内の受け入れ体制整備状況ですけども、木古内町、八雲町、長万部町を除く全ての全市町村が整備済みというふうなことになってございます。

続きまして、14節ですが、使用料及び賃借料、68万9,000円です。前年度から、14万7,000円増加しておりますけれども、電子申告等受理システムの使用料が導入予定の11月から発生するために、2万8,000円の5か月分、14万円の増額となっております。19節 負担金補助及び交付金につきましては、納税組合の補助金として、750人分で1人、2,300円で、172万5,000円、納税組合連合会補助金として、13万6,000円、渡島檜山税滞納整理機構の負担者が、10名で、153万4,



000円というふうなことになってございます。

次に、2目 賦課徴収費でございます。9節 旅費については、前年度とほぼ同額でございます。需用費についても、同じでございます。13節 委託料、440万5,000円、前年度比較で、227万5,000円の増額となっておりますが、これは固定資産の標準宅地鑑定評価業務を3年に1度、行います。前回は平成22年に委託してございますけれども、今回もその同様のことで、委託をすることになります。

次に、178ページをお開きください。13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利息及び割引料これは、200万円を町税等の還付金として計上してございます。

歳出については、以上です。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

19ページをお開きいただきたいと思います。1款 町税、1項 町民税、1目 個人、1節 現年課税分、1億3,389万2,000円、総所得の減少から、前年度より、164万4,000円ほど減額となっております。

続きまして、20ページをお開きください。滞納繰越分、470万9,000円、滞納繰越額の14%を見込んでおり、前年度から、66万9,000円の増額と見てございます。2目 法人、1節 現年課税分、3,566万2,000円、平成24年度実績見込みにより前年度から、307万8,000円の計上してございます。法人税割が実績で増えていることによるものです。

続きまして、21ページ、2節 滞納繰越分、20万3,000円を計上してございます。これは約、前年度と同額でございます。

22ページをお開きください。1款 町税、2項 固定資産税、1目 固定資産税、1節 現年課税分、1億8,687万7,000円、新規償却資産の減少等より、前年度から、45万円ほど減額でございます。2節 滞納繰越分、341万9,000円でございます。これは前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、同じく2目 国有資産等所在市町村交付金、1節 現年課税分、517万6,000円、前年度から、5万3,000円ほど増額になってございます。

続きまして、24ページをお願いします。1款 町税、3項 軽自動車税、1目 軽自動車税、1節 現年課税分、792万円、前年度より、8万1,000円ほど少なくなっております。

続きまして、25ページ、滞納繰越分、18万1,000円でございます。前年度より若干多くなっております。

26ページをお願いします。1款 町税、4項 町たばこ税、1目 町たばこ税、1節 現年課税分、6,370万4,000円、前年よりも、602万9,000円ほど増額の計上となっておりますけれども、これは平成25年4月から、たばこ税の税率、旧3級品1本、2,190円が、2,495円、それ以外が1本、4,618円から5,262円に引き上げることによる増となっております。2節 滞納繰越分は同額でございます。

続きまして、27ページをお願いします。1款 町税、5項 入湯税、1目 入湯税、1節 現年課税分、63万2,000円、平成24年度見込みより、9,000円の減額となっております。滞納繰越分は、1,000円でございます。

42ページをお願いいたします。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料、232万8,000円を計上しておりますけれども、上から4段目の税務手数料で、36万円、その下の町税督促手数料で、13万5,000円を計上しております。これは、前年度と同額です。

54ページをお願いいたします。14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、2節 徴税費委託金、606万1,000円、町道民税の徴収委託料でございます。これは、前年度とほぼ同額でございます。

65ページをお開きください。19款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目 延滞金、1節 延滞金で、10万円計上してございます。昨年度と同額でございます。

続きまして、2目 過料、1節 過料、1万円、これは昨年度と同額でございます。

以上で歳入、歳出の説明を終わらせていただきます。

ご審議、よろしくをお願いいたします。

**東出委員長** 町税関係についての説明が終わりましたので、質疑を受けます。

竹田委員。

**竹田委員** 88ページの委託料、今年度から資料の41ページの電子申告等の受理のシステム、これは税務課で職員が使用するということなのでしょう。それとも、一般町民にもこういう、税務に行けばパソコン申告のシステムがありますけど、そういうものも将来導入するという考えなのかという部分について、確認したいと思います。

**東出委員長** 田畑主査。

**田畑主査** こちらの電子申告等受理システムに関しましては、まず事業者のかたが地方税トータルシステムという、地方税電子化協議会が運営しております、そのシステムに登録をしまして、それでこちらの予算説明資料に記載されております給料支払報告書、あと法人町民税申告書、あと償却資産申告書ですとか、町に関わるのはこれなんです、こちらのほうをまずトータルシステムに送ります。それで、そのシステムから各住所の所在地の市町村に送られるような形になりまして、そのための受け入れるシステム整備となっております。

**東出委員長** ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**東出委員長** なければ、町税関係についてはこれで審査を終了いたします。

これをもって、町民税務課の審査は全て終わりました。

どうもご苦労様でございました。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 5時31分**

**再開 午後 5時37分**

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

今日はこれをもって散会したいと思います。

あすはまた、皆さん大変ご苦労だと思いますが、9時半から予算等審査特別委員会開催いたします。

よろしくをお願いいたします。

きょうは、どうもご苦労様でした。

閉 会 午後5時38分終了

説明員 大野総務課長  
中島保健福祉課長、高村主査、吉田（宏）主査、高橋主査、竹田主査  
加藤保健師  
新井田まちづくり新幹線課長、中尾新幹線振興室長、阿部主査、片桐主査  
福田主査、中山主任、福井主任  
大瀬町民税務課長、小笠原主幹、田中主幹、渋谷主幹、大坂主査、堺主査  
田畑主査

傍聴者 なし

予算審査等特別委員会

委員長 東 出 洋 一